

フランス等における

「自国の奴隷制」研究とその思想史的背景

椽 川 一 朗

一 西洋諸国における「自国の奴隷制ないし家父長制」の研究状況

一九五〇年代いらい私は西洋の中・近世における奴隷制の研究を続け、とりわけドイツの家父長的奴隷制に関して、できるだけ多くの史料の根拠を提示してきた⁽¹⁾。これに対して、わが国の西洋史学界からは感情的な非難を浴びせられてきたが、さいわい近年、ドイツ近代史研究者から望外の評価を受け始めた⁽²⁾。とくに藤田幸一郎氏は、一九世紀中頃の三月革命期における西ドイツ農村問題を扱った論文（一九七七年）で、当時の富農の家父長的性格を析出し、⁽³⁾ そのような社会構成史像が中世史にも適用される可能性が示されるに至った。このような藤田氏の業績が山田盛太郎『日本資本主義分析』（一九三四年）に溯る後進型資本主義研究の、再評価に根ざすのに対して、若尾祐司氏の論文（一九八二―八四年）⁽⁴⁾ は、一九七〇年代に興ったドイツ社会史学派の活動に触発された、という。

ちなみに私への非難の唯一の理由は「ドイツ人学者の意見に肯くから」ということだったが、いまや当のドイツ学界にも新しい動きが起きているわけである。そして右のドイツ社会史学派による自国の家父長制に関する研究成果は、下記のような啓蒙的な叢書『フィッシャー世界史』にも取入れられるに至った。もはやドイツでも家父長制の研究はタブー視されなくなつた、と言つてよい。ただし同学派は、ドイツの家父長制 Patriarchat を認めつつも、それを奴隷制 Sklaverei と区別したが

る。すなわち同叢書第二四巻の著者ファン・デル・メルメン氏は、近世の西洋諸国による海外植民地の奴隷制に言及しながら、ドイツの奴隷制については何も言わない。このような態度は、ドイツ史学主流派からの攻撃を避けるためには（意識的か否かは別として）やむを得ぬ妥協の結果だったと思われ、その意味で、理解できなくはない。しかし、この妥協的な対応が、はたして国際的にも、学問上の一方法として容認されるのか、と言え、それは甚だ疑問で、本稿は、その点の検討をも兼ねることとなる。

次にイギリスの歴史学界では、かつて長老ポスタンが論文「ファミルス考」で、一世紀の荘園における領主直属の労働者のなかに奴隷がいた、と推定したのち、一二—一三世紀における、労働奴隷と近代的賃労働者の中間形態としての直属労働者ファミルス *famulus* の広汎な存在を指摘した。これは、中世のイギリスにおける奴隷制ないし半奴隷制の問題を提起するとともに、農村の家父長制をも視野に入れた研究であった。というのは同論文は、荘園内の標準的な保有農（永代借地農民）が自家の農業経営のため労働者を雇うこともあった、と指摘しているからである。つまり一二—一三世紀頃のイギリスで、荘園領主の直属労働者が奴隷ないし半奴隷だった以上、標準的な農民に使用された労働者も、同じく奴隷ないし半奴隷だった、と考えてよいことになる。しかも後述（一七頁）のごとくフランスのデュビーは、ファミルスをまさに半奴隷と見ており、イギリス家父長制の問題は国際的な意義をもつのである。

溯ってアメリカ合衆国の社会学者ホームマンズは、一九四一年の歴史学的著述『一三世紀のイギリス農民』において、中・北西部農民の家父長的性格を明かにした。すなわち一三世紀のイギリス中・北西部では、標準的農民は一ヴァーゲート *virgate*（約一二ヘクタール）を保有していたが、かれらは大家族の家長であり、かつ自家に独身の使用人を置き、そのうえ屋敷内の小屋に寄寓者の家族を住まわせた、という。

ところがイギリスの歴史学界では、その後ながらも、このような家父長制の研究が中断されていたように思われる。この空白は、ポスタンが論文「賦役の年代考証」以下の著述でイギリス歴史学界の最高権威とされていただけに、不可解な現象であ

ったが、その背景は、以下に紹介するフランス史学の問題意識と対比すれば、おのずから明かになる。

またイタリアでは、法制史学者タマツシアが一九一一年の著書『一五—一六世紀のイタリア家族』において、自国に永く奴隷制が残った事実を指摘した。⁽¹⁰⁾ その所論は後章に訳出するが、そこでタマツシアは「自国の歴史上の汚点を隠すことが真の愛国心ではない」と警告しているように思われる。ただ、残念ながら、その後のイタリア歴史学界で、かれの良心的な学風が、どれほど広まったかは、いまのところ審らかにできない。

さいごにフランスでは、私の諸論著に繰返えし紹介したように、自国ないし西ヨーロッパの奴隷制に関して、良心的な研究成果が相次いで現れ、現在に及んでいる。本稿では次章以下に、未紹介の論著を含めて、それらの成果を回顧するとともに、研究者の問題意識についても紹介し、さらに問題意識そのものの現代史的意義をも考察の対象としたい。

二 フランスにおける自国および周辺諸国の奴隷制に関する研究の「伝統」

今日の社会経済史学の祖とも言うべきペルシオーは、古代から中世への移行を、いわば奴隷制から農奴制への転換として捉え、その原因を多面的に考察したが、中世後期にもなお奴隷制が残っていた事実を見逃がさなかった。すなわち、その主著『フランスにおける身分制と土地制度』（初版一七八六年）は、農奴制成立の主要な契機を西ローマ帝国末期の社会変動に見だし、ローマ盛期の自由農民がコロヌス（半自由小作農）に転落した反面、奴隷が不自由小作農に上昇して、ともに中世の不自由な永代小作農（農奴）の起源を成した、と説明した。⁽¹¹⁾ しかし、かれは同時に、貴族や富豪が家事に奴隷を使う習慣は中世後期まで続いた事実を認め、最も遅い例として、一三六七年に南フランスの貴族が残した遺言状を挙げた。すなわち同書（一の二〇四頁）によれば、ナルボンヌ副伯ダルボラ B. d'Arpora, vicomte de Narbonne は、遺言によって一人の女奴隷の解放を約束したという。これは当時の南フランスで、貴族に使われる家内奴隷 *esclave domestique* が、多少とも残ってい

た事実を物語る史料である。なおペルシオーは、一二五三年にフランス王ルイ九世の顧問官ドゥロフォンテーヌ P. de Fontaines が残した記録から、当時のフランスにおける家内奴隷の存在が窺われるとし、市民の奴隷所有を想定した。⁽¹²⁾

次いでゲラールは、中世前期のフランスにおける農民の奴隷所有に気づき、それを普遍的な現象と考えた。すなわち、かれは一八三二年の論文集『フランス莊園制考』のなかで、九世紀初め頃の修道院領記録に見える一莊園の人口推計を試みたが、その際「標準的保有農民がそれぞれ男奴隷一人ずつを所有した」と想定した。⁽¹³⁾ 想定の根拠となったのは、ゲラール自身が後に刊行した同修道院（パリのサンロジェルマンロドレ修道院）の記録中に、約一七ヘクタールを保有する一農民が男女計六人以上の奴隷を所有し、その農地および奴隷が、のち三人の保有農によって相続された、と書かれていることである。⁽¹⁴⁾ すなわち、この三人の相続人は、相続の結果、各六ヘクタール弱の麦畑等と、二人以上の奴隷とを、所有ないし保有したと考えられる。そして、この六ヘクタール弱という数字は、上記論文に扱われた莊園（パリ南郊パレゾー Palaiseau 莊）の標準的保有面積六・七ヘクタール弱⁽¹⁵⁾に近似する。しかも、この数値は、同修道院領記録に見える全保有農を通じて、まさしく標準的な保有面積であった。⁽¹⁶⁾

ちなみにゲラールは前記の刊行史料『修道院長イルミノンの所領明細帳』Polptyque de l'abbé Irminon（一八四四年刊）の解説編において、古代ギリシャ・ローマ社会の特質を奴隷制 esclavage とし、中世後期の西ヨーロッパ社会を農奴制 ser-vage と規定した。⁽¹⁷⁾ これは、上記ペルシオーの見解を定式化したものではあるが、歴史の発展段階を社会の最下層の存在形態から区分する「階級史観」の先駆と見ることもできる。つまり、いわゆる階級史観は、かならずしもマルクス主義歴史学だけのものではなく、ゲラールのこの提言はマルクス・エンゲルスの『共産党宣言』（一八四八年）に先立って発表されたのである。

ところでゲラールは、中世前期の西ヨーロッパ社会の特色をセルヴィテュード servitude と表現した。⁽¹⁸⁾ これは緩和された奴隷身分、すなわち上記ペルシオーの指摘した不自由小作農の身分を、さすとともに、そのような奴隷身分小作農が少なからず

存在した社会をさす。すなわちセルヴィテュードとは、奴隷制から農奴制への移行期の社会制度をさすゲラール独自の用語で、半奴隷制と訳して差支えあるまい。

他方、かれは中世前期にもなお本来の意味の奴隷が残っていた事実を指摘し、九四九年、時のイタリア王ベレンガル二世 Berengar II から東ローマ皇帝に「去勢奴隷」が贈られた事例を挙げている。⁽¹⁹⁾ この奴隷 *mancipia* は、王侯貴族の居館で使役された家内奴隷の一種であるが、ゲラールはまた農民の奴隷所有を立証すべき史料をも提示した。すなわち一古記録に、八二一年、ドイツのフルダ Fulda 修道院長からレーゲンスブルク市聖エンメラム Sankt Emmeram 修道院に「多数の保有者および彼らに属する同じく多数の奴隷」を贈った事実が、記されているという。⁽²⁰⁾ 記録中の保有者 *manentes* が荘園農民を意味することは、前記ゲラール刊『所領明細帳』所収の第二二荘（サン・ジエルマン・ドゥ・セクヴァル Saint-Germain-de-Secqueval 荘）内の修道院領小教会所属地目録によっても、明かである。⁽²¹⁾ すなわち、そこには小教会が修道院から与えられた農地（受封地ないし特権的保有地）のうち約二二ヘクタールについて、その借地人は「三人の保有者 *manentes* と六人の零細保有農 *hospites*」と記されている。この保有者（マネンテース）が保有農を意味することは疑いなく、各人の保有量は平均五ヘクタール前後の標準的面積と見ることも許されよう。⁽²²⁾ したがって、前記フルダ修道院長による贈与の対象となった「保有者」も、荘園所属の保有農民だったと思われる。つまりフルダ地方の、かかる保有農が奴隷を持っていたわけで、この事實は、当時の西ヨーロッパにおける、農民の奴隷所有を、確証することになる。要するにゲラールは、そのような事実を踏まえて、パリの大修道院サン・ジエルマン・ドゥ・プレの『所領明細帳』に見える一保有農の事例（その相続人の分を含めれば四例）から、九世紀初め頃の北フランスにおける「農民の奴隷所有」を一般化しつつ、パレゾー荘の人口推計を試みたわけである。

こうしてゲラールは、自国フランスについても、九世紀にもなお奴隷制が広く残っていたと想定した。しかも、この想定は「当時のフランス人が同胞の一部を奴隷として使役した」という認識を含んでいたはずであるが、そのような考え方は、かれ

一人のものではなく、一九世紀前半のフランス知識人のあいだに、自国史への疑念として、かなり広く潜んでいたようである。

というのはパリ人文・社会科学アカデミーが一八三七年「奴隸制」に係わる懸賞論文を公募し、そのテーマを次の二点としたからである。⁽²³⁾

第一点。古代の奴隸制 *esclavage* は、いかなる原因によって、また、いかにして、廃止されたか。

第二点。かかる奴隸制が西ヨーロッパにおいて完全に消滅した後、土地緊縛農制 *servitude de la glèbe* (農奴制) は、いかなる劃期まで残存したか。

アカデミーの論文公募の主旨が、おもに第一点に存したことは、下記の「金賞」論文から、うかがうことができよう。

それはビオーの論文『西洋における奴隸制の廃止』(一八四〇年出版)である。⁽²⁴⁾ かれは古代ギリシャの奴隸を、家事に使われた家内奴隸、農園で労役に服した農場奴隸、およびスパルタ型の奴隸身分農民の、三類型に分け、とくに第一類型の残存期間を問題にした。

ビオーによれば、西ヨーロッパの奴隸制時代は中世前期すなわち民族移動からカール大帝の頃までであるが、その完全な終末期は、ドイツ西部で一二世紀頃、イタリアでは一五世紀、そしてフランスで一四世紀と考えてよい。そのうち、ドイツの奴隸はスラヴ人の捕虜が多く、イタリアの奴隸は東地中海沿岸から輸入された者が目立つ、という。フランスについては、上述ペルシオーの研究を引用しているが、総じてキリスト教徒たる中世西ヨーロッパ人が、異教時代のギリシャ・ローマ人と同じく、公然と奴隸を所有した点に、注意を喚起している(同書三一五頁以下)。

次いでコシャンは、一八六一年、自国フランスの歴史上の汚点を明かにしつつ大著『奴隸制の廃止』二巻を公刊した。⁽²⁵⁾ 同書は、まず自国における奴隸貿易が一九世紀初め頃まで続けられた事実や、海外植民地におけるフランス人の奴隸使役を、問題にする。しかし次には、それらの廃棄をめぐって、フランスの知識人や政治家が努力を重ねた跡をも回顧し、歴史学研究のあ

り方について示唆するところが多い（後述）。なおフランスおよび周辺諸国の国内における奴隷制については、上記のピオーと同じく、ユシヤンも「中世末期頃まで残存した」と論じている。

以上、一八世紀末頃から一九世紀半ば頃にかけてフランスの歴史学界で自国ないし西ヨーロッパの奴隷制に関する研究が相次いで現れた状況を、概観してみた。それらの研究は一八世紀のペルシオーに始まったわけであるが、ペルシオーの研究の重点は「中世における奴隷制から農奴制への転換」の解明にあった。したがって一九世紀フランス中世史学の主要なテーマも、農奴制ないし封建制の成立過程であり、その点は、前記ゲラールの研究も同じであった。⁽²⁶⁾ 当時のフランス中世史学を代表する学者として知られるフュステルリドゥウリクランジュの研究が、奴隷制残存の問題に触れなかったのも、そのような事情に因ると思われる。

しかしながらフランスにおける「自国の奴隷制」研究は、上記ユシヤンをもって終わったわけではない。そのような研究の伝統は、二〇世紀にも生き続けて、断続的ながらも現代に及び、さらにイタリアおよびベルギーの学界にまで若干の影響を与えた、と言ってよい。それらの点について、順次、紹介することとし、さしあたって次章には、二〇世紀のフランス史学、およびフランス語の学術書が多いベルギー史学の、諸成果のなかから、自国や周辺諸国の奴隷制に関する研究を、紹介しよう。

三 フランスにおける自国および周辺諸国の奴隷制に関する研究の「現況」

今世紀に現れた奴隷制研究書を順次紹介することとして、まず挙げたいのはサン・レオン著『手工業組合史』（一九二二年）である。⁽²⁸⁾ 同書は、表題の通り、ギルドの研究をテーマとするが、実証的研究法に忠実な結果、中世後期のパリにおける奴隷制の残存を立証することとなった。すなわちサン・レオンは、一三世紀中頃パリ市長エティエンヌ・ボアローが編纂した『パリ

市商工業組合規約集』⁽²⁹⁾から、当時の手工業者が自家の徒弟（アプランティ *apprenti*）を他人に売った事実を指摘した。つまり手工業者は、まず病気などのため営業を放棄または縮小するばあい、その徒弟（見習い工）を売りに出すことが認められた。そのほか、徒弟が生意気な振舞い *s'enorgueillir* をしたばあい、組合役員の許可があれば、手工業者は、懲罰の意味で、徒弟を売ることができた。⁽³⁰⁾ いうまでもなく、このように若干の組合で、徒弟が人身売買の対象となった事実、かれらが奴隷あつかいされたことを意味する。

こうしてサン・レオンは、一三世紀のパリの徒弟の一部は事実上の奴隷であり、したがって当時のフランスになお奴隷制が残存したことを、史料によって示唆した。ただし、かれは奴隷ということばを使わなかったが、本稿に紹介するようなフランス史学の伝統とその継承の歩みから見て、かれの指摘を「奴隷制」残存への示唆と解することは許されよう。

他方、徒弟の年季を過ぎ、賃労働者として手工業者に雇われた職人（前記ボアロー『組合規約集』ではヴァレ *vallet* 等）は、明かに自由人であった。それはサン・レオンの論ずる通りで、ボアロー編『組合規約集』によっても確認できる。すなわちサン・レオンによれば、職人は、現在の親方（手工業者）との契約期間が終れば、自由に他の親方と雇用契約を結ぶことができ、さらには自立して営業することも許された。⁽³¹⁾ そのうえ職人は、組合役員選挙に投票権をもち、ときには被選挙権さえ認められた。かかる被選挙権公認の実例としては、同『組合規約集』第二章（楯工組合）のばあい、役員五人のうち二人は職人から成り、さらに第五章（縮絨工組合）では四人中の二人が職人身分の役員であった。⁽³²⁾ これらの点から見て、一三世紀のパリで、雇われる側の職人が、自由人として、また組合（ギルド）の正規のメンバーとして、認められていたことは、疑いの余地がない。

ひるがえって、徒弟のばあいも、組合によっては人身売買の対象とすることが禁止されていた。すなわち前記『組合規約集』第二章（サラセン絨緞工）には次の規定がある。⁽³³⁾

（第三条） 徒弟 *aprentis, apprenti* は、その年季（の終了）以前に売買されることがあってはならない。

これは、当時のパリで一般的には徒弟が年季期間内に売買の対象となった事実を背景に、当該組合では人身売買を禁止した、と解釈される。つまり当該のサラセン絨緞組合における人身売買の禁止は、むしろ例外だったと思われる、それゆえにサン・レオンは、これに言及しなかったのである——じつは、かように公正な研究態度は、自国史の汚点「奴隸制」を隠そうとしないフランス史学の伝統を受継ぐもので、隣国ドイツの歴史家だったら、逆に、このような例外規定を楯にとって、人身売買ないし奴隸制の否認に努めたであろう。

〔補説一：北フランス奴隸制の解体〕 上述のごとく、一三世紀のパリで職人は完全に自由であり、徒弟の一部さえ自由だった、という事実は、当時の北フランス農村における「奴隸制の解体」という、より広汎な事象から理解されよう。すなわち、北フランスの農村では、九世紀初め頃には、上述のように五―六ヘクタール程度が標準的な農民的経営面積であったが、一二世紀頃までに標準面積は三ヘクタール前後に縮小された⁽³⁴⁾。それは、北フランスおよびその周辺で、農民の所有地ないし保有地の単位がフーフエ Hufe, manse (一五―一〇ヘクタール程度) から「四分の一フーフエ」に変わり⁽³⁵⁾、さらにパリ周辺では保有地単位そのものが消滅した⁽³⁶⁾、という現象の結果であった。しかも、その背景として「農民の奴隸所有」の解体があり⁽³⁷⁾、次いで「領主の奴隸所有」も解体しつつあった⁽³⁸⁾わけ、それは、当時の北フランスで、他地域に先がけて、特に早い時期に現れた事象であった。

〔補説二：ドイツ奴隸制の存続と職人層の隷属性〕 しかしドイツでは、ごく一部(現フランス領ロレーヌ)⁽³⁹⁾を除く大半の地域で、一七世紀ないしそれ以降までフーフエ制度が存続した⁽⁴⁰⁾。その結果、ドイツの多くの地域で、農村・都市内の家父長制ないし奴隸制が、一九世紀までも広く残ることとなったわけである⁽⁴¹⁾。そしてドイツ史学が、このような自国史の汚点を、ひたすら隠そうと努めてきたことは、本稿の冒頭に述べた通りである。

なおドイツの都市における奴隸制は、市民の家に同居する傍系血族や下人(Gesinde Ⅱ 下男・下女) に対する、市民の支配権となって表われた⁽⁴²⁾。すなわち市民は、自家の傍系血族や下人を、人身売買の対象とし、さらには私的懲

罰をくわえる特権をもっていた。そして、このようなドイツ市民の家父長権は、当然、市民の家に属する寄寓者 *Inmann*, *Inleute* にも準用され、寄寓者の一種としての職人（ゲゼレ *Geselle*）も、がいて自由人としては扱われず、むしろ下人すなわち奴隷に近い存在であった。⁽⁴³⁾ いわんや徒弟 *Lehring, discipulus* の地位は、さらに低く、ときには親方（手工業者）から懲戒を受けて殺されることもあった。⁽⁴⁴⁾

さてフランス史学における「自国の奴隷制」研究の伝統は、ペランによって、本格的な社会構成史研究のなかに組入れられることとなった。すなわち、かれは、さきに大著『ローレーヌ地方荘園の研究』（一九三五年）において、西南ドイツの一部で、ほぼ一〇—一二世紀のあいだに、荘園農民の保有地単位がフーフエから四分の一フーフエに変わった事実を、明かにしていた。⁽⁴⁵⁾ その後かれは、このフーフエ分裂という現象が北フランスにも起こったと考え、さらにドイツ・フランス両国における一二世紀以前の、いわゆる古典荘園の時代に、農民は奴隷を所有していたのではないかと想定するに至った。というのは、当時のフーフエ（ドイツ・フランスを通じて平均一五—一〇ヘクタール程度）という単位面積は、小家族一戸だけの労働力では耕作しきれず、少数の奴隷を使う必要があった、と考えられるからである。そして一二世紀までに四分の一フーフエが単位になったのは、この程度の面積（三ヘクタール前後）こそが小家族だけの労働力で耕作し得る適正な経営規模だったからだ、というのが、ペランの論拠なのである。具体的には、その想定は、一九四一年の講義要綱『フランスの農民諸階層と領主制』で試論として述べられ、⁽⁴⁶⁾ 一九四五年には論文「九世紀初頭パリ地方フーフエ考」で、いわば論理的要請として示された。⁽⁴⁷⁾ こうしてペランも、ドイツの一部ローレーヌ（現フランス領）に見いだされた現象を、北フランスにも当てはめ、そこから奴隷制の問題を引出したのである。

このような「自国の奴隷制」研究の伝統を、やや限定的な形で受継いだのはダヴァンで、一九四三年『プロヴァンス州におけるサラセン人奴隷』を発表し、東南フランスにおける奴隷貿易の実態を明かにした。⁽⁴⁸⁾ それによれば、プロヴァンス沿海部で

は、一〇一一八世紀のあいだ、奴隷市場が存続し、おもにサラセン人（イスラム教徒）出身の奴隷が売買の対象になった、と結論される。

なおダヴァンは、フランス奴隷制の由来として、ゲルマン人やスラヴ人を捕虜として連れてきたことを挙げ、プロヴァンス州で売買された奴隷についても、フランス人がサラセン人を捕えて奴隷とした事情を、直視している（同書一七頁）。ただし、かれの研究は、難を言えば、上記ゲラールに始まる社会構成史的な論理性に欠け、したがって同胞の奴隷化という自国史の恥部の核心に迫らない点が、物足りない。しかし自国史の倫理的汚点を鋭く突いた、という意味では、やはり歴史学の原点に立つ研究と言えよう。

ちなみにダヴァンは、北イタリアのジェノア市における奴隷貿易が一六世紀まで盛んだった状況を解明し、一五八八年にもなお同市の市法が、奴隷を商品に準じて扱っていた事実を、紹介した（同一九頁）。ただし、この記述は、他国の恥部を暴くのが目的ではなく、自国のプロヴァンス・ラングドック両州の諸港市で、ジェノアとの間に奴隷貿易が行なわれた実情を、明かにするためであった（同一九頁）。こうして、かれは自国最大の港マルセイユにおける奴隷貿易の実態に迫り、例えば一六四一年という新しい年代に、同港から、近くの港市トゥーロンにある労役工場へ、少なからぬ奴隷が輸送された事実を、抉りだしている（同三〇頁）。ちなみに、かれによれば、マルセイユにおける奴隷貿易は、なんと一八二六年まで続いた、という（同一八頁注一八）。——このようにダヴァンは、自国フランスの南部諸港で最近代に至るまで奴隷貿易が続けられ、かつ奴隷の使役も行なわれた事実を、包み隠さず解明した。

これらに続く論考としては、一九四七年に発表されたマルクル・ブロックの遺稿「古代奴隷制の終焉」を特記すべきである⁴⁹。それは、民族移動の時代（紀元後四―六世紀）に西ヨーロッパで奴隷制が再編成され、一〇世紀頃この再版奴隷制が解消した、と論じて、西ヨーロッパ全域にわたる奴隷貿易に注目している。この論文は、独創的とはいいがたいが、かれが名著『フランス農業史の基本的諸性格』⁵⁰（一九三一年）によってフランス中世史学の最高権威と目されていただけに、その提言は

フランスやベルギーの学界に少なからぬ影響を与えたようである。

〔補説三：ブロックの「家父長制」説〕 マルク・ブロックは前記名著のなかで、九世紀初め頃の北フランス農民に関して「家父長制」説を提唱した⁽⁵¹⁾。ただし、それは「大家族」制の意味にすぎず、家父長による大家族成員への支配を想定するものではなかった。すなわち、かれは上記サン・リジエルマン・リデ・プレ修道院『所領明細帳』中に、一フーフエ（平均約一〇ヘクタール）の農地を二家族以上で保有する事例が多いことから、複数の小家族を包摂する大家族を想定し、これを「家父長制的 Patriarcal な家族」と呼んだ。これに対して、私の分析結果を言えば、それらの事例の大半は、各小家族が分割経営をしていたのが実情で、大家族は保有農家族のなかの約五パーセントにすぎない⁽⁵²⁾。ただし残る九五パーセント中の半ばは、各五ヘクタール以上を保有・経営する、やや裕福な小家族で、その多くは血族外労働力として「奴隸」を使用していた、と考えられる（上述ゲラールの想定を参照）。

要するにマルク・ブロックの家父長制説は、それ自体としては社会構成史的な意味をもたず、かつ実証的にも誤っていた。それゆえ、この仮説は、かれの晩年に書かれた前記の遺稿における中世前期「奴隸制」説に、直接には結びつかなかった。しかし家父長ということばには、奴隸制を連想させる響きがあり、それが、心理的には、遺稿の構想につながったのかもしれない。

前記ブロックの遺稿に次いで現れたのは、ドランジエルの名著『バイエルン農村諸階層の形成』（一九四九年）である⁽⁵³⁾。同書については、すでに繰返えし紹介してきたが、現代フランス中世史学に与えた影響はきわめて大きく、私自身も同書から多大の刺激を受け、かつ同氏との対談を通じてドイツ奴隸制の研究に明るい展望をもつことができた（下記「補説四」参照）。

ところで同書の主要な功績は、南ドイツのバイエルン州について、八―一二世紀頃の、いわゆる古典荘園の直営地経営に、多数の奴隸が使役された事実を、明かにしたことである。それは、西ヨーロッパの「古典荘園」の特色を、荘園農民の賦役勞

働による直営地経営、とする通説を、真向から批判する新学説であった。しかも、それは、ドイツ史学における通説のみならず、その通説をかなり大幅に取入れた上記マルクIIブロックの主著『基本的諸性格』の基調をも、批判するものであった。

ところでドランジエルの直営地「奴隸制」経営説は、ドイツに関して提起されただけではなく、フランスにも適用された。

すなわち、かれは上記サンIIジェルマンIIデIIプレ修道院領荘園に言及して、各直営地に多数の被給養奴隸 *servi prebendarii* (直営地奴隸) が使役されたはずだと述べている(同書二三二頁)。要するにドランジエルもまた、自国フランスにおける奴隸制の問題を忘れず、フランス史学の、厳しい自己検証的な伝統を、受継いだわけである。したがって、その意味では、かれと先輩マルクIIブロックとの関係は、先輩による「フランスないし西ヨーロッパの中世前期における家父長制もしくは奴隸制」という、いわば潜在的な構想を、顕在化したとも言えよう。

ドランジエルはさらに、中世の西ヨーロッパにおける「農民の奴隸所有」という、フランス史学に伝統的な課題にも、取組もうとした。すなわち、かれがレーゲンスブルク司教の贈与文書集(一〇一—一二世紀間の分)から、保有農のなかの一人が「奴隸一」を所有したむねの記録を、指摘したのが、その表れである(同二七七頁注六〇)。この記録に見える「保有農」の原語はマネンテース *manentes* で、それは、上記ゲラルドが挙げたフルダ修道院長の贈与記録に「保有者および彼らに属する奴隸」とあった、その保有者の原語にほかならない。要するに、フルダ関係記録中の保有農が奴隸を所有したと同様に、レーゲンスブルク文書の保有農のなかにも奴隸を所有する者がいたわけである。ドランジエルは、そのほか、同じレーゲンスブルク文書およびザルツブルク大司教文書(一二世紀)から、バルシャルク *Barschalk* という身分の保有農計三名が、それぞれ複数の奴隸を所有した事例を挙げた(同三二七頁注七四)。

〔補説四：ドランジエル教授対談補足〕 一九七〇年ドランジエル教授に面会した際の対談内容は、拙著『ドイツの都市と農村』二五九頁以下の参考事項に紹介しておいた。その個所に、私が「先生は古典荘園の農民が一般的に奴隸所有者だったとお考えですか」と質問したのに対して、教授は「そう」と答えたむね、記したが、ここに補足しておきたいこ

とがある。それは、本稿の論述から理解されるように、フランスの歴史家たるドランジエル教授にとって、古典荘園時代（八一―二世紀頃）の西ヨーロッパ農民の奴隷所有は、あらためて論証するまでもない、いわば自明の理だったろう、という点である。――逆に、それを否定したり疑ったりするドイツやイギリスの歴史家の感覚は、不可解だ、というのが、フランス史学に伝統的な考え方だ、と見てよい。そして、西ヨーロッパ農民の奴隷所有といえ、当然自国フランス農民の奴隷所有をも意味する、という点も、フランスの歴史家にとって、いまさら問い直す必要はないらしく思われる。

ただし、拙著の同じ個所に「ドイツの奴隷制がフランスよりも遅くまで残った事実がナチズムの遠因と考えられる」という点での問答を付記したが、これには若干の補足説明が必要であろう。というのは、古典荘園時代における農民の奴隷所有はドイツ・フランス両国に共通の事実であっても、そのような奴隷制の解体は、両国のあいだで時期が違ふからである。それについてドランジエル教授は、フランスでは一〇―一二世紀ごろ古典荘園から地代荘園への転換(54)にもなって奴隷制も解体したが、ドイツでは、その時期が約二〇〇年遅れた、と考える。すなわち教授は、一四世紀の『フライジング法書』中の、主人が下人（下男・下女）を殺してもよい、という条項から、これらの下人を奴隷と見て、ドイツの奴隷制は一四世紀まで残った、と考えるわけである。(55) もっとも、この「主人」は、教授の著書では、具体性に欠けるが、同『法書』全般の主旨からは、領主のみならず、市民や農民的家父長も含まれるはずである。(56) しかし対談の際は、農民の奴隷所有がテーマになっていたので、ドランジエル教授は広く「領主・市民および農民による奴隷所有」を念頭に置いて、ドイツ奴隷制の解体期を一四世紀以降とし、その事実とナチズムとの関連を話題に採入れた、と理解されて差支えない。

ちなみに、教授に面会を申しこむ際、私は予めフランス語のレジュメを送り、対談の折も教授は私のレジュメを見ながら、質問に答え、日本史については質問もされた。(58) そのレジュメには、東北ドイツのプロシヤで一八一〇年に公布された『下人法』に、主人による下人への体罰を容認する条項があることも記し、その意味で、ドイツの奴隷制は一九世紀まで残ったむね、示唆した。(59) 教授は、私のこの示唆を共通の前提としながら、ドイツ奴隷制解体の遅れとナチズムとの関連

に答えられた、と想像する。

ドランジエル説を直接受継いだのは、デュビー著『マコネー地方の一一—一二世紀社会』（一九五三年）で、フランス東部における古典荘園の直営地奴隷について、その存在を確認した。⁽⁶⁰⁾それは、同書の改訂版（一九七一年—八二年重版）にも引継がれているが、注目すべきは同じ著者の別著『中世西洋の農業経済と農村生活』二巻（一九六二年初版、七七年重版）である。⁽⁶²⁾すなわち同書では、まずフランスおよび周辺諸国について、直営地奴隷および農家の奴隷の存在を確認し（上巻一〇七頁）、次いでファムルスと呼ばれた直営地労働者の「奴隷」的性格を論じている（下巻五三頁以下）。それによれば、一一—一二世紀のフランスでは、ファムルスはドイツの毎日賦役奴隷 *servi quotidiani* と同様、広義の家内奴隷の一種であった。そしてファムルスの多くは、耕作用の犁とそれを引く牛を扱ったので、牛係り（ボヴァリウス *bovarius*, *bouvier*）とも呼ばれたが、同じく奴隷としてのボヴァリウスはイタリアでも検出される、という。

このように論じたのち、デュビーは、上記ポスタンがファムルスの一種として扱ったイギリスのボヴァリウスを、取上げる（下巻五四頁以下）。そしてイギリスのボヴァリウスが麦畑四—五エーカー（約一・六—二・〇ヘクタール）の小保有地を貸与された事実⁽⁶⁴⁾について、これほど僅かな農地で、はたして家族を養えたか、と疑問を投げかける。（ちなみに、その点ではポスタンも、保有地が零細なことを認め、したがってボヴァリウスないしファムルスが半奴隷的な労働者だったことを示唆している。）これに加えてデュビーは、同時代の東フランスで、ボヴァリウスは「その家族が消費する必要最少限の穀物」を支給されたにすぎない、と述べて、むしろ奴隷的性格を強調する。こうして現代のフランス人学者デュビーにとっても、中世奴隷制の問題は、自国および周辺諸国の歴史に関して、避けて通れない課題なのである。

次に挙げたいのは、フランス語学術圏に属するベルギーのフルリンデンで、大著『中世ヨーロッパの奴隷制』二巻（一九五五—七七年）が注目にあたいする。⁽⁶⁵⁾同書は、序文に、上記のゲラールやビオー等の先駆的業績を紹介し、つづく緒論で、古代

ローマ盛期の奴隷制は西ローマ帝国末期にも残り、民族移動時代になってゲルマン諸国で再編強化された、と論ずる（上巻五四頁）。これは「古代的奴隷制が古典古代から中世初期まで本来の苛酷な支配形態のまま存続した」という指摘で、西ヨーロッパ史への自己満足的な幻想を一切排除しており、その厳しい学問的良心は、敬服のほかない。

さて同書の主題は、中世の西ヨーロッパ諸国とその東方植民地およびイスラム系イベリア諸地域や東ローマ帝国における奴隷制、なかんづく奴隷貿易の、実証的研究である。そこでは、スラヴ人やアフリカ諸民族などが奴隷として輸送・売買された惨状が、各種の史料に抛りつつ詳細に描き出されている。それとともに著者フルリンデンは、これらの奴隷を売買する側の諸民族として、イスラム教徒やユダヤ教徒のみならず、キリスト教諸国民をも挙げ、その非人道的な行為を、次々に抉り出している。そして、このような奴隷貿易が中世後期にも盛んに行なわれた事実を明かにしながら、代表的な奴隷市場として、フランスのマルセイユ（上巻七四八頁以下、史料は同八八三頁以下）、イタリアのジェノア（下巻四二七頁以下）およびヴェニス（同五五〇頁以下）の三市を、とくに詳しく扱っている。

こうしてフルリンデンも、フランス史学の伝統を意識しつつ、西ヨーロッパにおける奴隷制の残存について、実証的に解明し、フランス史の汚点についても、容赦なく追及した。さらに自国ベルギーに関して、史実を隠そうとせず、少なくとも奴隷貿易の一ルートに当たっていた事実を、言及している（上巻二二二頁以下）。すなわち中世の中頃、多数のスラヴ人が奴隷としてイベリア半島のイスラム教国へ売られたが、主要な貿易ルートの一つは、コブレンツ市（西南ドイツ）→ムーズ川（ベルギー東部）→ヴェルダン市（北フランス）→アルル市（南フランス）→イベリア諸港というコースだった、というのである。

さいごに特筆すべき業績は、一九八一年に刊行されたエール著『中世地中海世界の奴隷と家内使用人』⁽⁶⁶⁾である。同書は、以上のような先人の諸業績を参考にしながら、著者自身がジェノア市などについて積重ねた研究成果を基礎に、体系的論述を試みている。なお表題の「地中海世界」は、イタリア・南フランス・スペイン・ポルトガル諸国の沿海部や島々をさし、「家内使用人」は、いちおう自由人・奴隷の両身分から成る家事または自家経営用の労働力をさすが（同書一四四頁以下）、主とし

て奴隷身分の者を取上げる（同書二八五頁以下）。

さてエールの研究の特色は、奴隷貿易の事実以上に、交易市場となった都市自体における奴隷使役の有無と、使役の実態を、追及する点にある。つまり、それらの都市内外における奴隷制の在り方が研究の主要テーマなのである。その成果を、かれが特に力を注いだジェノア市関連の史実を中心に、いくつか紹介しよう。（他の研究者による成果をも含む。）

まず古代ローマの奴隷制大農場（ラティフンディア）の名残りとも言うべき事例としては、ジェノア市民（S）は遺言状（一二三九年）で、Sが同市領コルシカ島で経営していた農場の奴隷一六人を、解放した（同書一三六頁）。これは、もちろん、Sの農場で、すくなくとも数十人の奴隷が使役されていたことの、証拠である。ただし同市の周辺では、そのような大農場は見当たらず、農民的な中小経営の内部に、少数ずつの奴隷が使用されたにすぎない（同一四一頁）。同様に、市内外の手工業者が少数の奴隷を使う事例も、散見される（同上）。しかし最も顕著なケースは、家事に奴隷を使う場合で、一五世紀を通じて同市については、女一、六一〇人・男二五五人の奴隷が、売買記録や遺言解放状などから確認される（同書一四五頁）。そして、これらの奴隷は、大半が東方やアフリカから輸入された購買奴隷であった（同二一二頁以下）。

ところで、このような奴隷制は、著者の祖国フランスでも、南部の諸都市には、やはり中世末期まで残存したという。例えば最大の港市マルセイユは、同時に奴隷貿易の一大中心地であり、貴族・豪商のみならず、奴隷制を批判すべき教会関係者や、中小市民にすぎない手工業者までも、奴隷を買取って使役した（同一一五頁）。またアルルやナルボンヌなどの南フランス諸市でも、同様の事例は珍しくなかった（同一一六頁、一一八頁等）。

エールは、このように分析して、自国史の恥部を科学的に解明しつつ、前世紀いらいのフランス史学の伝統を守り、さらにそれを発展させている、と言えよう。

〔補説五：家内使用人中の奴隷と自由人〕 エール氏は、前述のように、中世後期ないし末期の「家内使用人」すなわちドメスティック domestic について、かならずしも奴隷身分の者だけではなかったと、ことわっている。のみなら

ず、氏は、同じ家の中に奴隷と自由人の両身分から成る家内使用人群が同時に使われていた事例も多い、と認めている（同書一四五頁）。そのうえ氏は、中世後期のイタリアで、自由身分のドメステイックが、ファムロー（男）ないしファムロー（女）、あるいはアンチラ（女）と呼ばれた事例もある、と述べている（同頁）。ところでファムローないしファムローは、ラテン語形ではファムルス・ファムラとなり、そのファムルスについて上記（一七頁）デュービーの言うように、本来は奴隷もしくは半奴隷として扱われた広義の家内労働力をさしたと思われる。さらにアンチラ ancilla（古典時代のラテン語ではアンキラと発音）は、もともと女奴隷を意味した。要するに、ドメステイックの中の自由人と奴隷を識別するのは、かなり困難で、史料の取扱いには細心の注意を必要とするわけである。

ではエール氏は、どのようにして識別したか、と言えば、まず右に触れたように、売買などの対象になったか否か、を判断の基準としたのである。すなわち、あるドメステイックが人身売買の対象として扱われていれば、それは真の奴隷の印にほかならない。また、主人の遺言によって解放されたドメステイックは、当然、それまでは奴隷であった、と判断される。エール氏はさらに判断の基準として人身の賃貸借および生涯の生存保証を、加える（同書一四五頁）。それは、まず他人を第三者に賃貸する行為が、当の他人から、その労働契約権を剝奪した結果、つまりは奴隷として扱った結果だからである。⁽⁶⁷⁾次に、生涯にわたる生存保証 assurance sur la vie とは、一見、恩恵を現わすようで、じつは奴隷あつかいの証拠だ、と言うのである。すなわち、おそらくエール氏の考えでは、ドメステイックが生存の保証を受ける、ということとは、本人が自立の生活を許されない結果であり、とりもなおさず奴隷なるがゆえに受ける、見せかけの恩恵に、ほかならない。そして氏の見解がこのようなものであるかと私が想像するのは、私にとって、氏が人身売買と並べて挙げた「死ぬまで生存を保証してやる」という奴隷あつかいの印が、日本語の「お飼ひ殺し」という表現を連想させるからである。

ここで、またもやドイツ史学の欠陥を想起せざるを得ないのであるが、その最たるものは、自国の恥部に目を蔽う悪習である。それは、すでに繰返えし強調したところであるが、本章の内容との関連で例を挙げれば、ドイツ中世史学におけ

る古典理論学派の態度が、その典型である。すなわち上記ポスタンは、同学派のブルンナー等が、ドイツなどのいわゆる古典荘園における直営地奴隷の存在を指摘した、と述べて、同様にイギリス初期荘園でも多数の奴隷が領主直属の労働力として使役されたかもしれない、と示唆した⁽⁶⁸⁾。しかしドイツ古典理論の完成者イナマリシユテルネックはそのような直営地労働者を漠然と不自由人(ウンフライエ Unfreie)と呼んで、奴隷としての本質を蔽い隠す結果になった⁽⁶⁹⁾。それは、かれが古典荘園の直営地経営の特色を、荘園農民から徴発した賦役労働による耕作に、求めただけでなく、かかる強制労働を、資本主義生産における自由な賃労働から、識別できなかった、という経済学的無定見⁽⁷⁰⁾ぶり、深く関わっていた。つまりイナマは、古典荘園の直営地労働力の一部としての直属奴隷を、資本主義時代の労働者の原型と、誤認したと思われる。もちろん、このような誤認は、近代資本主義の本質を知らないという学問上の欠陥によるが、その欠陥は、自国史の美化を使命とするドイツ史学の主潮に起因する。そして、この主潮が、奴隷制に関しては、それを否認して自国史の恥部を隠す、という悪習につながった、と考えてよい。じじつ、その後のドイツ史学は、かの神格化されたマックス・ヒューバーを含めて、奴隷制の問題をタブー視してきたのである⁽⁷¹⁾。

そこで、いま見たフランスのエール氏による奴隷の定義は、おそらくドイツの学者にとっては、余りにも緩やかで、厳密性に欠けることになるろう。のみならず、かれらは逆に「自由身分の家事使用人もアンキラと呼ばれた」という事実から、「そもそも中世のアンキラは実は自由人だ」などと主張しかねない。つまり、ドイツの学者による自由の定義は極度に緩やかで、かれらにとっては、おそらく中世のドメスティックは原理的に自由人ということに、なるに違いない。したがって、次章に紹介するイタリアの学者タマツシアが「奉公人」の中に奴隷を見いだしたような研究態度は、ドイツの学者には苦々しく映ろう。しかし厳しい批判を受けるべきはドイツ史学のほうで、自国史の汚点を隠すため、わざわざ奴隷の概念を狭め、逆に自由の概念を勝手に広げてきた、と評すべきであるが、その点は終章に改めて論じたい。

なお当面のエール氏が、南フランスにおける他民族の奴隷化のみに目を向けて「自国民の奴隷化」の可能性に言及しな

い点は、物足りないが、それについては、のち「補説七」に述べることにする。

四 イタリアにおける「自国の奴隸制」研究の事例

上記フルリンデンによれば、すでに一九世紀中頃、イタリアの学者チブラリオは大著『奴隸制と農奴制』において、自国の奴隸制の歴史を明かにし、とりわけヴェニス・ジェノア両市について中世の奴隸制を追跡した。⁽⁷⁸⁾

今世紀にはいって注目すべき研究は、タマツシア著『一五—一六世紀のイタリア家族』（一九一一年）で、著者は法制史学者として名高く、業績も多い人であった。⁽⁷⁹⁾ 同書は、中・近世の家族形態に重点を置いて、小家族制の優位を論じ、併せて貴族・富豪の同族結合を調べているが、それら支配層の個別経済における奴隸使役の問題にも立入る。それは同書第二章「奉公人 *le persone di servizio*」においてであるが、次に、その冒頭部分を訳出しよう。

「経済および法制の面から見ると、家族とは、かように家長に従属する自由人と不自由人を包摂していたわけで、その従属の由来は、姻戚関係や血縁という風に、様々である。ここで私は△奉公人▽という称呼を用いたいと思うが、それについては、以下、本書の最後の数頁を費やすべき理由があり、ともかく、かれらは、自己の属する家族生活において自から関わる多様な直接の関係に対応して（身分上の区分けを受けて）いたのである。

「さて私は奉公人 *persona di servizio* という表現を用いたが、それは、召使い *servo* だの家内使用人 *domestic* だのいう曖昧な表現を避けるためである。つまり、これらの表現は、かなり一般的ではあるが、私にとっては曖昧すぎるのである。その理由は、当時（一五—一六世紀）、あたかも自由な賃労働者 *libero locatore dell'opera propria*（自己労働力賃貸者）が雇い主に対するかのごとく就労 *servire* する者が、じつは厳密な意味における奴隸 *schiaivo* である場合も考えられる、とい

うことである。要するに、後述のごとく、本来は各人別々の記載を要するほど多様な身分上の区分けがなかったので、奉公人 *servente* 自体の諸身分に関する系統的な記述を、本書で試みるのは、当然のことである。

「まず奴隷のことから始めよう。——近代における奴隷制 *schiavitù* の存続を暴露するような史料が、いろいろ発見されている。ただし、この発見によって、わが国の多くの都市共和国の偉業にたいする敬愛の念が、かき乱されるほどのことはない。じじつ、これら諸都市は、わが国から農奴制 *servitù della gleba* (土地緊縛制) を、一掃した。しかしながら、それほど自由化を断行したにも拘らず、かつ幾世紀にもわたってキリスト教が人道的な禁令を出してきたにも拘らず、なお一九世紀の初め頃まで、奴隷制は残存したのである。

「また奴隷を売渡す時の証文の書式を見ると、その中に \wedge 売買取消しの弊風 \wedge が横行しているというので、商工局長通達に拠る厳しい注意書きが、しばしば引用されている。しかも、かかる(人身売買の合法視を前提とする注意書き引用の)書式が、ほとんど無傷で残っていて、それを現に読むことができるとは、何たることか。

「かくして、かのフィレンツェの \wedge いとも慈悲深き奥方 \wedge とやらも、ローマ法など見たこともないくせに、慣行に従って次々と出した指図書きの中で、罪の意識なしに、人身売買に際して、奴隷たちの生国を吟味させている。そんな事実には、われわれは気づかざるを得ないのである。

(原注によれば、この奥方とは、フロレンス市の名族ストロツツイ一門に属する富豪の女主人で、出典は『アレッサン ドラヒストロツツイ夫人 *Madonna Alessandra Strozzi* 書簡集』より。かの女は、奴隷の生国と価格および身体的欠陥に留意するよう、指示している、という。)

「要するに、以上の事実は、ただただ驚くほかになく、わが国の近代は、なおまだ相当目立つ汚点 *macchia* や恥部 *brutta* を抱えていたわけである。(以下略)」

この論述によっても、著者タマツシアの、自国イタリアの汚点を隠さず、あくまでも事実にもとづいて研究を進めるといふ、学問的良心が看取されよう。とりわけ、イタリア諸市の当局者が人身売買を合法視し、かえって人身売買上の慣行破りを取締まろうとした事実を、タマツシアは鋭く指摘した。そして、このような人身売買慣行に表れた中・近世の奴隷制を、古代ローマ法における奴隷制の残存ないし復活と、かれは考えた。それゆえ、かれは「奉公人」と名づけることによって家内使用人中の奴隷の存在を蔽い隠そう、などという姑息な手段は、けっして取らなかつたのである。

五 フランスにおふる奴隷制研究の背景としての「植民地奴隷」廃止運動

以上に見たように、フランスでは一九世紀前半いらい「自国ないし周辺諸国における奴隷制」の研究が次々に現れて今日に至り、その影響はイタリアやベルギーの学界にも若干およんでいる。その背景には、一八三七年の上記パリ人文・社会科学アカデミー懸賞論文テーマと、公募という事実そのものから、窺われるように、フランス知識人のあいだで自国史上の奴隷制にたいする関心が、かなり広まっていた、という事情が挙げられよう。では、当時のフランス知識人は、なぜ自国における奴隷制の歴史を問題にしたのか、といえば、それは当時のフランスにとって、まだ奴隷制が過去のものとはいいきれない状況があつて、それをフランスの汚点と感ずる人々が少なくなかつたからである。

そのような感じ方を記録に残したのは、上記コシヤンの著述（一八六一年）で、その序文には、かかる汚点を除去するため、フランスの知識人や政治家による改革運動の跡が、詳しく述べられている。ちなみに、その序文は、政界の有力者だつた公爵ドゥロブローリー de Broglie（一八三五—二六年首相）への献辞の形をとり、著者自身もパリ市長を務めた政治家であつた。著者は、かような体験をもつ知識人として、身近かだつた改革運動を振り返りつつ、それを指導した大先輩に献辞を捧げたのである。すなわち、それによれば、運動の目的は「フランス国旗の蔭に隠された奴隷制」の名残りを一掃することであり、

国旗「三色旗」の精神（自由・平等・博愛）を完全に実現することであった。以上、コシヤンによる同書の序文（献辞）および第一部第一—二章に拠って、改革運動の概要を記そう。

まずフランス国内における奴隷制は、すでに中世末期までに、ほぼ解体したと考えられるが、一七八九年の大革命によって根絶された。同年八月の『人権宣言』が、その表れで、これによってフランスの海外植民地における奴隷制も廃止されるはずであった。ところが「植民地奴隷制」廃止の道程は、かならずしも順調ではなく、その後およそ六〇年を経て、ようやく完全撤廃に漕ぎつけた。

具体的には、まず西インド諸島中のフランス領サンロドニック植民地（ハイティ島）では、一七九四年の黒人代表による請願を契機に、フランス革命政権「国民公会」が奴隷制廃止を確約し、それが黒人の独立運動につながって、一八四四年、現ドミニカ共和国の基が築かれた。しかし、その東南方にあるフランス領三島では、黒人奴隷の解放が定着するまでには、数十年にわたる曲折があった。

そのうちブルボン（ガドウループ）・イルロドゥワフランス（同上属島）両島については、国民公会の代表が来航して『奴隷制廃止法』の実施を宣言した。ところが現地のフランス人農場主が反対したため、黒人奴隷制が残ることとなった。数年後、黒人は解放を要求したが、ナポレオン政権は弾圧をくわえ、一八〇二年の立法によって、事実上、植民地奴隷制を復活させ、かつ奴隷貿易を容認した。またマルティニック島は、一七九四年から一八〇二年まで、イギリスに占領されていたため、奴隷制は以前のまま存続していた。かくてナポレオン一世の流刑（一八一五年）以後、この三島における奴隷制の完全な廃止が、フランスの知識人のあいだで、国民的課題とされるに至った。

植民地奴隷制廃止運動の口火を切ったのは、コシヤンによれば、上院議員だった前記ドゥワブローリーで、一八二二年、まず奴隷貿易の禁令案を提示した。（その結果、ひとまず後述のごとく一八二六年、フランスと東地中海諸港の間の奴隷貿易が禁

止された。)

ドゥロブローリは、さらに一八二七年、黒人奴隷の売買を禁止するよう求めて、上院で演説を行ない、世論の形成に貢献した。(これらは、ともにブルボン復活王朝時代のこと、黒人解放運動は一八三〇年の七月革命以後、加速される。)

一八四〇年、植民地奴隷制の廃絶を目的とする委員会が発足し、委員長ドゥロブローリ以下の精力的な作業の結果、四三年には委員会報告がまとめられた。ドゥロブローリは、次いでイギリス政府と折衝 *negocier* を行ない、結局イギリスは、フランスが黒人奴隷の売買を禁止することに、同意した。

このような経過をたどった末、二月革命直後の一八四八年三月、フランス共和国臨時政府は、植民地奴隷制の廃止を布告し、「およそフランスのいかなる国土も奴隷を置くことは許されない」と、解放運動の勝利を宣言した。

この黒人解放運動のなかで積極的に貢献した政治家は、コシヤンの「献辞」によれば、ドゥロブローリのほか一〇名余に達する。そのなかには、学者や詩人としても知られるトクヴィル、ギゾー、ラマルティヌの名が見え、この運動の知識人層における広がりを見せる。

コシヤンに次いで、奴隷制の歴史学的研究と奴隷解放運動の関係に言及したのは、上記ダヴァンで、上掲著書(一九四三年)の序文に、自国ないしヨーロッパの奴隷制が歴史上の汚点である所以を論じている。また本文では、自国における奴隷貿易を、わざわざ「人肉 *chair humaine* 取引き」と呼び、その廃棄がようやく一八二六年に始まった、と注記する(同書一八、一九頁)。

ところで、本章に繰返えし触れた「一八二六年の改革」はダヴァンの右注記によれば、外相シャトブリアンの名において施行された。そしてシャトブリアンといえば、フランスロマン派を代表する詩人であるが、復活王朝の大臣を務めたところ

ろから、ロマン派主流としての同右派の、リーダーと目される。しかし、かれは他面「植民地奴隷制」廃止運動のなかで重要な役割を果たしたわけで、単純に反動派あつかいは、できない。

なおまた、かの二月革命で追われた反動政権の首班ギゾー（一八四七—四八年首相）も、コシヤンによれば、前記のごとく奴隷制廃止に貢献した文人政治家の一人であった。というのは、コシヤンの先輩ドゥロリーが主宰した植民地奴隷制廃止委員会の活動期間に、担当の大臣を務めていたのは、ギゾーだったからである（一八四〇—四七年外相）。私は旧著で、ギゾーの封建制批判が晩年には鈍った事実を指摘したが、⁽⁷⁵⁾ 奴隷制に関しては、むしろ民主派に属することを、コシヤンによって知り得たしだいである。

してみれば、フランスのいわゆる反動派のなかには、他国だったら却って人道主義者ないし民主派に数えられそうな人も、いたわけである。

ただしナポレオン一世については、植民地奴隷制の再編を強行した点で、厳しい評価をくださざるを得ない。ちなみに、シャトーブリアンが参加した復活ブルボン政権は、ナポレオンを急進革命派ジャコバンの同類と見ていたようで、スタンダールの小説『赤と黒』は、その醜状を活写している。それは、ナポレオンの政策が内政面では革命の成果を引継いだ部分があり、他方ブルボン復活王朝が余りにも反動的だった証拠であろう。（ナポレオン法典の近代的Ⅱ産業資本的性格については原田純孝『近代土地賃貸法の研究』参照。）しかし植民地奴隷制の問題では、両者がそれぞれ逆の面を見せたのも、事実である。

ともあれ、コシヤンやダヴァンが明記したような人道主義的な関心が「自国ないし西ヨーロッパの奴隷制」研究をフランス中世史学の伝統たらしめたことは、疑いない。そして、この二人の先人を紹介した現代の歴史学者エール氏も、同じ関心から自国の伝統を継承しつつ独自の研究を行ってきたのであろう。さらには、フランスにおける植民地奴隷制廃止・奴隷貿易根

絶という人道主義的な「人権」運動と、奴隸制研究という学問的な作業との、みごとな結合は、隣国イタリアにも若干の明白な影響の跡を残した。その一つがタマシアの研究だったことも、前章の紹介から、じゅうぶん理解されよう。

六 各国歴史学界の現況と政治的環境

以上のようにフランスでは「自国の奴隸制」研究が、大革命の理想を海外植民地にも及ぼそうという、民主的かつ人道的な運動に伴なって興り、のちにはまた、かかる発想を受継ぎつつ、顕著な業績の積重ねが見られた。

ただし、ここで一つ重大な疑問が生じよう。それは、植民地奴隸制の廃止に次いで、植民地そのものの廃棄は、どうなったか、という問いである。

改めて言うまでもなく、フランスにとって植民地の廃棄は、受動的な帰結にすぎなかった。周知のように、それは、アルジェリア独立戦争が契機となり、支配者側のフランスが敗れた結果、連鎖反応的に、植民地の大半が解放されたまでのことである。とはいえ他方、アルジェリアの独立（一九六二年）に際して、フランスは自国民の入植者約百万人を悉く本国に引揚げさせた。これは、当時のフランス大統領ドゥルゴールが、いさぎよい敗北を選び、国民の多くも大統領の判断を支持したからであるろう。——すくなくともフランス周辺の中小諸国は、そのように理解したからこそ、フランスをEC（ヨーロッパ共同体）の盟主に推して今日に至ったと言える。

〔補説六：現代フランスにおける自己検証の思想〕 フランスがECの盟主に推される、いま一つの理由は、意外なようでも、じつは第二次大戦初期にフランスがドイツ軍に降伏したことのように思われる。というのは、フランス国民の間には、開戦前から反戦思想が高まっていたが、周辺諸国民は、フランスの降伏は同国の指導層が国民の意志を汲取った結果だ、と理解しているらしいからである。つまり、周辺の中小諸国にとって、フランス国民は、それほど平和を愛好し、

かつフランスの政・財界は、あくまでも国民の意志を尊重した、と見えるらしいのである。

ところで、フランス国民の反戦・平和主義といえば、同国の大作家ロマン・ロランの長編『魅せられたる魂』Romain Rolland, *L'Ame Enchantée* (一九二二—三三年、宮本正清訳参照)を想起する。かれは作品中、フランスの政治家が国民を犠牲にして強行した第一次大戦参戦を、きびしく糾弾し、国際的な友愛の精神を説いた。この理想主義が、フランス国民の共感を呼んで、第二次大戦における対独降伏に繋がったのであり、また戦後は、周辺諸国民から、かの降伏が、いわば理想主義への献身として、高く評価されている、と言えよう。

これは、国際政治史上、まったく新しい現象であり、人類の未来に明るい希望を抱かせる動向と言える。つまり、今後の国際情勢は、軍事力や経済力よりも、むしろ理想主義によって動かされるのではないか、とも考えられるのである。それはまた、本稿に即して言えば、フランス史学における「自己検証」の伝統が、現代文学に現れてロマン・ロランによる第一次大戦への反省となり、国際政治に反映して「力の論理」への疑念となった、と表現することも、できよう。(この自己検証の精神は、溯れば、キリスト教的な「罪の意識」に由来する。)⁽⁷⁶⁾

ただ、残念ながら、現代のフランス歴史学界には、自国の政治家と国民大衆の知的成熟ぶりを前にして、なすすべを知らぬ人々が多いように見える。最近のフランス革命勃発二〇〇年祭を前にして、革命史研究者がかえって大革命の精神を否定したことなども、現代フランス歴史学界の混迷を象徴している。とはいえ、前述のエール氏のような良心的な歴史学者が出て、パリ大学の中枢ソルボンヌの教授として活躍していたのも事実で、フランス史学には、いまなお学ぶべき点が多いと思われる。

イタリアについては、上記タマシヤ等による「自国の奴隷制」研究が、同国の統一(一八六一年)に向けた精神的高揚らしいの、民主的伝統を想わせる。リソルジメント Risorgimento (出直し＝再生)と呼ばれる、この精神的運動は、同じ頃のドイツ統一や日本の明治維新に比べて、富国強兵よりも、むしろ民主主義を志向しつつ、次代に受継がれたのであろう。そし

て、この伝統があればこそ、イタリア人は、いったんはムッソリーニの独裁を許したものの、第二次大戦末期に、国民自身の手で、この独裁者を倒すことができたと言えよう。それとともに、イタリア史学における「自国の奴隸制」研究は、前記エーデル著の参考文献によれば、戦後もなお絶えてはいないようである。

つぎにイギリスの学界を見ると、上述のごとく、自国の奴隸制ないし家父長制について、最近まで無視し続けたようであるが、その背景は、同国の奴隸解放運動史に即して考えても、納得しがたい点がある。すなわちイギリスは一八三八年、西インド植民地の奴隸を完全に解放した⁽⁷⁸⁾。さすが民主政治の大先輩だけあって、イギリスは、西インド諸島においては、フランスに先立って奴隸制廃止を断行したのである。そのような輝かしい民主主義の歩みが、なぜ同国の中世史研究に反映しなかったのか、いささか理解に苦しむ所以である。

あるいはイギリスでも、民主化の完成によって研究者が目標を失ったのか、とも考えられよう。しかし前記の植民地問題について言えば、イギリスは第二次大戦後いち早くインドの独立を認めたにもかかわらず、北アイルランド入植者の本国帰還を実現できないまま、いまま緊張と不安の只中にある。しかも、それはイギリスの内政にも影を落とし、自慢の福祉政策も停滞を余儀なくされている⁽⁷⁹⁾。してみれば、イギリスの政治状況は、歴史学者が目標を見失うほど平穩ではない、と言えよう。

そこで考えられるのは、イギリス政府による植民地奴隸制の廃止は、広く知識人を巻きこむほどの精神的高揚を伴なわなかったのではないか、ということである。言いかえれば、この改革は、おそらく下記のような植民地政策上の便誼から出たもので、それを国民的課題とするような世論形成を経なかったのでは、あるまいか⁽⁸⁰⁾。

ここで思い合わされるのは、前記のフランス高官ドゥロロリーが、自国領西インドの奴隸制を廃止する過程で、奴隸貿易の根絶に関して、わざわざイギリスと折衝（ネゴシエ）した、という奇妙な事実である。それは、イギリス政府が自国の西インド植民地では奴隸を解放しておきながら、フランス領の奴隸解放に難色を示したことを、意味しよう。——もし、そうだとすれば、イギリス政府は、なぜ、それほど矛盾した政策を採るに至ったのであろうか。

その理由として、まず考えられるのは、アメリカ合衆国とイギリスとの経済関係である。すなわち当時イギリスの主要産業たる綿工業は、合衆国南部から大量の原綿を買付けており、その綿花は、周知のごとく、黒人奴隷を使役する農場経営の所産であった。⁽⁸¹⁾そこで、おそらくイギリス政府は、合衆国南部の奴隷制農場主への配慮から、フランスの植民地奴隷解放運動を抑え、運動の影響が合衆国南部に及ぶのを阻止しようとした、と想像される。

イギリス政府の矛盾とも見える政策の、かかる背景は、ドウロブローリーとの折衝に先立つイギリス領西インドの奴隷解放をめぐる事情のうちにも、うかがえそうである。もっとも、この解放は、差当ってはイギリス植民地そのものの維持に役立ったと思われる。というのは、上記フランス領ハイティで、解放された黒人による独立国が、ひとまず一八二二年に成立し、その余波として黒人奴隷の自立運動がイギリス植民地にも及ぶ可能性があったはずだからである。そこで、こうした黒人自立運動の広がりやを予防するためイギリス政府の採った政策の一つが、自国の植民地で先手を打って奴隷解放を断行することだった、と考えられよう。しかも他方、イギリス政府は、自領の奴隷解放が近くのフランス領にまで及べば、黒人自立運動に弾みがつき、やがては合衆国の奴隷制も揺らごうと、それを恐れたのでは、あるまいか。

もし、この推測が当たっているとすれば、イギリスの植民地奴隷解放が国民的世論の形成を経なかったらしい理由も、わかってくる。つまりイギリス政府は、国内世論が高まって国際世論にまで発展するのを好まなかったのである。——ともあれ、以上のような政策的背景が想定できるとすれば、なおさら、イギリスの中世学者は自国ないし西ヨーロッパの奴隷制（もしくは家父長制）について敏感でなければならなかった。それにもかかわらず、かれらが沈黙を続けたのは、やはり問題だったと言えよう。

ただし最近、同国の歴史学界にも新しい動きが現れ、ラズレット・グーディ・サースク等の諸氏が、中世家族の複合的な性格を取上げ始めたようである。⁽⁸²⁾それは、上記ファンリデュルメン氏が示唆するように、西ヨーロッパ家父長制研究という新傾向の一環と見ることもでき、あるいはイギリス中世史学界の大勢を覆えすかもしれない、と期待される。

さてドイツの歴史学界については、本稿でも随処に批判的な見解を示したので、ここに、それを繰返す必要はない。ただ、隣国フランスにおける「自国の奴隸制」研究が、黒人奴隸制の廃止すなわち黒人の「人権」回復運動と密接に結びついた、という事実に関連して、ぜひ言及したことがある。すなわち拙著『西欧封建社会の比較史的研究』（増訂版三三八頁以下）に補説として「奴隸の定義と人権感覚」という一文を挿入したが、その主旨が、フランス史学には伝統として生きているのに対して、ドイツ史学からは殆ど看取できない。ということ指摘したのである。つまり、まずドイツの学者は、奴隸の定義を狭めるのが学問的な厳しさだ、と思いこんでいるようだが、イタリアの上記タマツシアは、逆に、奴隸の定義を広げるのに「厳密な意味 *stretto senso della parola*（語義）における奴隸」という表現を用いた。言いかえれば、奴隸の定義の厳しさとは、立場しだいで、定義を広げることに、あるいは狭めることにともなるわけで、ドイツ人学者の考える「厳しさ」がそのまま学問的な正しさを意味するとは限らない。いな逆に、ドイツの学者は、往時の同胞中の奴隸（下記「下人」）の苦しみを目をつむり、自国史における奴隸制の問題から逃れるため、奴隸の定義を勝手に狭めた、という見方も成立つ。

つぎには、自国史上の奴隸の苦しみを見過ごすため、恣意的な「厳しい定義」を振りかざすならば、それは、そもそも社会科学の出发点としての「人権」感覚を、欠くものと言わなければなるまい。しかも残念ながら、そのような反社会科学的発想は、広くドイツ史学の各分野に共通して認められる。例えば上述イナマハシユテルネックが、賦役制という強制労働システムを資本主義と誤認（ないし強弁）したのは、その典型である。そこには、ドイツの近代的人格を強調したいという願望が見え隠れし、結局この願望が、反社会科学的な、かの通弊を、生みだしたと考えられよう。

かように自国史の美化に努める傾向は、愛国心の表れであろうが、じつは却って、自国の真の近代化すなわち「民主化」のための課題を発見することを、不可能にした。具体的にはドイツ人学者の、このような誤った愛国心は、過去において二度までもドイツが世界大戦の悪役を演ずるのを、警告できなかったばかりか、今後ドイツの国際的信頼獲得には役立つまいと思われる。とりわけ第二次大戦を招いたナチス体制の分析は、侵略戦争への国民的反省を内外に示すためにも、あらゆる科学的

方法を用いて徹底的に行なうべきであるが、かれらの誤った愛国心は、それを妨げている。というのは、ドイツに生れて国際的名声を博した大作家トーマス・マンは、小説『ファウスト博士』（一九四七年）において、ナチス独裁体制の最も広汎な支持基盤として、ドイツの農民・市民的家父長を取上げ、その小支配者の性格を活写した。⁽⁸⁴⁾ところがドイツの歴史家は、この大作家の透徹した史眼に学ぼうとせず、その結果、ともすれば独裁体制の成因をヒトラー一人の狂気に帰する傾向に陥りがちなように見える。

これに比べれば、第二次大戦後の西ドイツ政・財界指導者は、大統領がドイツ国民の戦争責任を明言するなど、自国の国際的信頼獲得に意を用いた。ところが同じ国の歴史学者が、政治家の苦心を理解できないようでは、ドイツ国民が信賴されるはずはない。だが、それに気づかず、真の愛国者トーマス・マンの提言を無視し続けたのが、ドイツ史学主流派であった。

ただし近頃、ドイツ史学（むしろドイツ・オーストリア史学）の内部に、社会史学派が台頭し、同学派が家父長制に関心を寄せているのは、上述の通りである。なかでもドイツ語圏のオーストリアで活躍してきたミッテラウアー氏は、その著『家父長制からパートナー関係へ』（共著、一九七七年）の表題からも窺えるように、ドイツ語圏諸地域の家父長制 Patriarchat への関心が、きわめて強く、かつ同書が英訳されるほど、氏の研究は国際的反響を呼んでいる。⁽⁸⁵⁾しかし同氏や、その影響を受けた上記ファン・デュルメン氏は、家父長制と奴隷制の関係に気づかないらしく、その点は問題にされてよい。例えばファン・デュルメン氏は、ドイツの家父長たちが自家の下人（ゲジンデ）などを懲戒 strafen した事実を認めながら、懲戒の実態を調べようとせず、そのため、懲戒のもつ奴隷制的な残酷さを説明することなく終っている。⁽⁸⁶⁾さらにヨーロッパ人の海外植民地における奴隷制 Sklaverei を言いながら、⁽⁸⁷⁾それとヨーロッパにおける奴隷制とが全く無関係と考えているらしい点は、むしろ不可解と言うべきであろう。

〔補説七：ミッテラウアー説から見たフランス史学の問題点〕 他方、ミッテラウアー氏が別著『未婚の母』（一九八三年）で、近世における南フランスの大家族制「フレレーシュ」Frêche を指摘したのは、注目にあたいする。⁽⁸⁸⁾という

のは、前記エール氏は、近世の南フランス市民による購買奴隷の所有を鋭く指摘しながら、同地域のフランス人による自国民の奴隷化を、想定しないからである。ところが、ミッテラウアー氏によれば、同地方の大家族のなかには、稀に下人を包摂する事例があったという。すると南フランスでも、自国民の下人が奴隷あつかいされた可能性は絶無ではなく、エール氏の研究にも盲点があった、と言えそうである。

ちなみに、ドイツ国民の戦争責任を明言して日本の知識人に深い感銘とともに羨望の念を唆った旧西ドイツ大統領は、一九〇年の東西ドイツ統一後、いち早くベルリン遷都に賛成し、その変身ぶりは多くの人々を落胆させた。言うまでもなくベルリンは、両大戦期を通じてドイツの首都であり、独裁と侵略の象徴だったからである。右に、政・財界の指導者が国際的信頼獲得に努めただけでは、外国から信用されまい、と述べたが、学者・知識人をはじめ国民多数の意識と、指導者の姿勢との、距りが大きければ、やがて後者が前者に接近し妥協するはかなくなる。旧西ドイツ以来の首相による性急なドイツ再統一も、同じく旧西ドイツ以来の大統領の変身も、そうした妥協の表れである。そしてドイツ再統一とベルリン遷都決定との国際的反響は、第二次大戦後の冷戦時代を通じて西ドイツを支援してきたアメリカ合衆国が、対ドイツ政策を変更しつつある状況のうちに、最も顕著に認められる。その変更を端的に示すのは、アメリカ国防関係元高官の、次のような主旨の発言である。⁸⁹⁾

「アメリカとソヴェト連邦（当時）は、いまや核兵器削減交渉を進めているが、イギリス・フランスの核兵器は、ドイツに向けられているのだから、当分そのままよい。」

イギリス・フランスのみならずアメリカまでがドイツを警戒するに至ったわけであるが、警戒の念はソ連解体後ますます強まっているように見える。思えばドイツ史学の誤った愛国心は、これほどまでにドイツの不幸を増幅させ、あるいは少なくとも、それに一役買った、と言ってよい。

ひるがえって、わが日本では、政・財界の主流が戦争責任の明確化を回避しつつづけてきた。それが冷戦下のアメリカ合衆国

による強制だけに起因するのではないことは、西ドイツの場合と比較すれば、おのずから明かである。その意味では、われわれ日本人には、ドイツの歴史学者を非難する資格はないし、ましてやドイツ大統領の変身をあげつらう権利は全くないかもしれない。

しかしながら、この点で日本の歴史学は、発言の権利をもっている。なぜならば、わが国の歴史学は、かつて自国の恥部を敢えて抉った二人の天才を生んだからである。その一人は服部之総で、かれは名著『明治維新史』（一九二九年）中に、いわゆる維新後の政治体制が、近代的立憲制の外見を装いながら、封建的集権政治（絶対主義）の本質を持った事実と、その形成過程を、鋭く追跡した。いま一人の山田盛太郎は、上記の著作『日本資本主義分析』において、明治期の日本工業が軍部・官僚主導型の前近代的人格を本質とすることを明かにした。とくに彼は、当時の労働者が、近代資本主義下の自由賃労働者とは著るしく異なる処遇を受けていた事実を解明し、その劣悪な地位を「隷奴」的と表現した。この表現は、もちろん「隷奴」という意味であろうが、同書発表当時の政府による検閲の厳しさが、かかる晦渋な表現を余儀なくさせたと思われる。そして政府の検閲に表れたような思想弾圧は、両天才の憂国の至情を、日本の民主化にも戦争防止にも役立たせなかった。

しかし第二次大戦後、歴史学界では、敗戦の反省から服部・山田理論が再評価され、その延長上に、日本中世史の分野で劃期的な業績が現れた。それが松本新八郎『封建的土地所有の成立過程』（一九四八年）および安良城盛昭『幕藩体制社会の成立と構造』（一九五九年）の両著で、それぞれ領主および標準的農民による奴隷所有という事実を、明かにした。すなわち、この両著も、日本史上の恥部を抉るといふ「自己検証」的な性格を、もっていたと言えよう。

ところが冷戦下、アメリカ合衆国が対ソ戦略のため日本の経済復興を助け、次いで我が国の経済成長政策が進む間に、保守政権による「日本先進国」論が学界に浸透しはじめた。それは歴史学界にも波及し、自己検証的な学風が顧みられなくなった。他方、前記四氏と同じくマルクス『資本論』の方法を尊重し、かつ保守政権に批判的な人々の間でも、自己検証の学風が忌避されるようになった。それは、資本主義批判に急な余り、例えば「資本主義はすべて悪だから真・贋の別はない」と考

え、そのあげく山田理論を「反マルクス」的と断じた結果である。つまり山田理論が、イギリス資本主義を範として日本資本主義の歪みを検出したのは、前者を真の資本主義とし、これを美化したものだ、と言うのである。

(このような山田批判は、肝心の『資本論』をよく読まないところから、おこった。というのは、山田理論中の「隷奴」論は、資本論第一巻第四章におけるイギリス労働者の「自由」度への、高い評価に基づいているが、そのことを批判者は看過したからである。⁹⁰ ましてや資本論三の三七章で、マルクスはイギリス農業資本家の代表アンダーソンの地代理論に、いわば資本主義的「土地国有」論を認め、これを賞讃している。⁹¹ それを読めば、マルクス主義者といえども、イギリス資本主義の先進性を認めざるを得ないはずである。⁹² ついでながら、山田理論を非難した「マルクス主義者」が、冷戦下の日本の土地投機を理論的に批判できなかったのも、たぶん『資本論』同章の誤読に因る理論的貧困からだったろう。⁹³)

また中世の奴隷制についても、マルクスが『ザスリツチ宛の手紙』中に、原始社会から奴隷制を経ないで直接に封建社会へ移ることもあり得る、と示唆しているから、という理由で、奴隷制説を非難する人々がいた。これも、自国史における奴隷制という汚点を否認するのに、マルクスの権威を乱用したわけで、自己検証の努力を放棄した点は、保守政権側の「日本先進国」論と変るところがなかった。

(マルクスは、ロシアについては『手紙』のように考えたかもしれない。⁹⁴ しかしドイツに関しては、資本論三の四七の五節に、貴族の農場経営 *Gutswirtschaft* には、アメリカ合衆国南部のプランテーションにおける奴隷に類似する不自由労働者が、使用されたと論じ、奴隷制の存在を示唆した。⁹⁵ したがって、マルクスの『手紙』から、ドイツなどにおける奴隷制の存在までも否定するのは、マルクス主義学者としても失格である。いわんや『手紙』のみに拠って日本の奴隷制までも否定するのは、あまりにも短絡的な暴論であった。)

ともあれ、マルクス主義国家を名のったソヴィエト連邦が解体した今は、マルクスからの恣意的引用をもって理論に代える風潮は、跡を絶ったと考えてよいであろう。他方、冷戦の終りとともに、アジア諸国から日本の侵略にたいする謝罪や補償の

要求が高まり、さらにアメリカ合衆国以下の西洋諸国からは、日本資本主義の後進的構造⁹⁶を厳しく指摘されるに至った。

こうして、われわれは、いまや、わが国の歴史学が生んだ「自己検証」の学風を、取戻すべき時を迎えている。そして幸いにも、その気運は、私にも感じ取られるほどに高まっている⁹⁷。かかる時期に際して、本稿に、自国史の恥部を抉り続けたフランス史学の伝統と、その継承の跡を、いくらかでも紹介できたのは、望外のしあわせである。

なお本稿で初めて紹介した数編の、やや古い文献類は、一九九一年二月五月、駒沢大学から海外出張の折、パリ国立図書館で閲覧することができた。

大学各位に深く感謝するしだいである。

注

- (1) 拙著『西欧封建社会の比較的研究』(一九七二年、増訂版一九八四年)、同『ドイツの都市と農村』(八九年)。——ドイツ史に関する構想は拙稿「農奴制の成立と農奴身分の問題(一)」(『史学雑誌』六二の二一―二二号、一九五三年)および同「西欧封建社会成立史における下部構造論の再検討」(『西洋史学』二七号、一九五五年)に発表。グリム編『村法類』J. Grimm, *Weisshümer* などによる史料の根拠の提示は拙稿「中世および近世におけるドイツ農村社会の構造」(東京都立大学『人文学報』三三三号、一九六三年)いらい。
- (2) 藤田幸一郎『近代ドイツ農村社会経済史』(一九八四年)および若尾祐司『ドイツ奉公人の社会史』(一九八六年)参照。
- (3) 藤田「西北ドイツ農村における社会問題」の展開(『商学論集』四六の二号)。
- (4) 若尾「近代ドイツの家父長支配と奉公人」一一五(『琉大法学』三二―三五号)。
- (5) R. van Dülmen, *Entstehung des frühneuzeitlichen Europa 1550-1648* (Fischer Weltgeschichte, Band 24, 1982), p. 196 に「近世ドイツの農民・市民的家長 *Hausherr* の地位を家父長的 *patriarchalisch* と形容し、そのような地位が中世いらいのもだった」と指摘。なお同書 p. 194 に「家族成員の複合性」を強調した個所の注 (p. 2) に、後述ミッテラウアー・ジードラー共著『家父長制からパートナー関係へ』*Vom Patriarchat zur Partnerschaft* を引用(同書 p. 430)。
- (9) M. Postan, *The Famulus, the Estate Labourer in the XIIth and XIIIth Centuries* (一二―一三世紀の直営地労働者としてのファミルス), in: *The Economic History Review, Supplements 2, 1954*, p. 7, p. 23 etc.

(7) ポスタンは同論文中 (p. 25) 次のように述べる。なお訳文中の「荘民」は *villain* の訳語で、この英語はもともと「荘園 *villa* の民」を意味するからであり、これを農奴と訳すと、ポスタンの論旨が読取れなくなる。

「フアムルスとして常備いされた零細保有者(同論文 p. 19 によれば四―五エーカー保有)の賦役は、その保有地と地代の量から見て、過重であった。つまり、それは、一般の荘民、とりわけ完全ヴァーゲート(三〇エーカーすなわち二ヘクタール余)保有の荘民にくらべて、過重な負担であった。この完全ヴァーゲート保有者は、本来の荘園使用人 *manorial servant* (フアムルスなど)とは違って、自分の保有地を耕やすのに十分な時間を留保されており、さらに必要に応じて自から使用人 *a servant* を雇うのに十分な資力をもっていた。」

(8) G. Homans, *English Villagers of the thirteenth Century*, I.——鶴川馨「中世家族についての史的研究の一動向」(『立教大学経済学研究』一二の二号、一九五八年)参照。なおホームマンズはハーヴァード大学教授を務め、英国ケンブリッジ大学客員教授として社会学史を講じたこともある(人名録『フーズフー』Who's Who in America 一九八四年版)。

(9) Postan, *The Chronology of Labour Services (Transactions of the Royal Historical Society, 4th Ser. XX, 1937, pp. 169-193)*. 邦訳は佐藤伊久男訳『イギリス封建社会の展開』(一九五九年、社会科学セミナー25)第一論文。ポスタンはケンブリッジ大学教授として、また叢書『ケンブリッジ版ヨーロッパ経済史』Cambridge Economic History of Europe の編集者・執筆者として、活躍した。

(10) N. Tamassia, *La Famiglia italiana nei secoli XV e XVI*.

(11) C. Perreiot, *De l'Etat civil des personnes et de la condition des terres dans les Gaules, dès temps celtiques jusqu'à la dédaction des coutumes*, 2 vols, 1786. 重版は一八四五年(三巻)。以下、重版本から引用。

(12) 同年の顧問官記録に次のような法慣行がある由(ペルシオー同書一の二〇四頁注一)。

「旅館業者が外国人を使用するときは、後者の宗教と出身地を調べておく必要がある。その理由は、当該使用人が自由人 *franc* であれ奴隷 *serf* であれ、かれらの非行を官憲の手を借りて懲戒すべきだからである。なお業者が使用人どもの非行を自から懲戒すれば、前者は自己の責任において後者を使用し続けても、差支えない。」

引用の後段から見て、外国生れの使用人は、市民による私的懲戒の対象とされた以上、——フランス史学の基準から見れば——奴隷身分の者はもとより、自由身分の出身であっても、奴隷扱いされたわけである。

(13) B. Guérard, *Essai sur le système des divisions territoriales de la Gaule depuis l'âge romain jusqu'à la fin de la dynastie carolingienne*, pp. 167-190: *Aperçu de la statistique de Palaiseau*. (前掲拙著『西欧……』一九〇頁、同注九を参照)。具体的には、

本文下記サンロジエルマン修道院(院長イルミノン)所領明細帳(八一〇年頃)第二章バレーゾー荘記録のなかの自由人フーフエ(平均六七ヘクタール)各一を保有する農民について、奴隷使用を想定した(同拙著九一頁「表4」参照)。なお同荘園はパリ南郊所在。

(14) 下記『明細帳』第二章コルボン Corbon 荘記録第四節(前注の拙著一五三頁に訳出)。なお同荘園はパリ西南西約一三〇キロ所在。

(15) 上注(13)参照。

(16) 上掲拙著『西欧』一四三頁「表8」。

(17) 同第一卷二七七頁以下「隷属性による三つの年代区分」Trois âges dans la servitude の章(このばあいセルヴィテュードの語は広義に用いられている)。

(18) 前注参照。ゲラール同書一の二七七頁。

(19) ゲラール同書一の二九八頁。同頁注二〇に引用の史料は、ヘレンガルの使者リウトブランド Litprand 自身の著作に成る史書。なお使者派遣(奴隷贈与)の年代はマイヤー『日用小百科』Meyers Kleines Konversations-Lexikon, IV, 1908 に拠る。

(20) 同上書一の三〇九頁注九に紹介の史料はペッツ B. Pez 校『未刊史料集』Thesaurus Anekdotorum (新版一七二一年)一の三所収の由。ただしこの事例は、史料の性格が不明で、証拠としての価値に問題が残るが、同注の相当本文には『フルダ寄進帳集』Corpus Traditionum Fuldensium (ジャンナート Schannat 校版一七二四年)から、七九七年、奴隷身分の一寄進者が四人の奴隷(マングキピア)をフルダ修道院に譲渡した記録を、べつに挙げている。それゆえ紹介史料の内容も、当時の保有者層の資産例としては、信用してよいと思われる。

(21) 『明細帳』第二章第一節。拙著『西欧』一二六頁一行目以下参照。なお同荘園はパリ西方約五〇キロ所在。

(22) 零細保有農(ホスピテース、オートホーズ)の保有地(オーティーズ)は、ふつう一ヘクタール前後で、しかも〇・五ヘクタール以下のことも珍しくない(同上拙著九一頁以下「表4」参照)。したがって、このばあい六人のオートの保有地は合計七ヘクタール程度と見て、残り約一五ヘクタールを三人のマネンテースが約五ヘクタールずつ保有した、と想定することも不可能ではなく、オーティーズの面積によっては、マネンテース保有地は更に大きいはず。

(23) 次注ビオー著の序文(七頁)に拠る。

(24) F. Biot, De L'Abolition de l'esclavage ancien.

(25) A. Cochin, L'Abolition de l'esclavage.

- (26) 上掲『明細帳』Polyptyque 第一卷(解説編 Prolegomènes) 二二五頁以下。
- (27) N. Fustel de Coulanges, *Histoire des institutions politiques de l'ancienne France*, 6 vols, 1875-92. とくに第四卷『自作地と荘園』L'Alleu et le domaine rural (明比達朗訳『古代フランス土地制度論』)は、ローマ共和制末期のイタリア・フランスおよび中世初期のフランスの土地制度とそれに伴う社会構造の変化(大規模奴隷所有制から農奴制へ)を論述。——拙著『西欧』一五頁を参照。
- (28) E. Saint-Léon, *Histoire des Corporations de Métiers*.
- (29) Etienne Boileau, *Règlements sur les Arts et Métiers de Paris*, publié par G. Depping, 1837 (Collection: Documents Inédits, N°71).
- (30) Saint-Léon, *ibid.*, p. 99.——ゴアロー『規約集』(前注デパン版)二二〇頁より。このばあい徒弟は、私的懲戒の対象という意味から、奴隷あつかいされたわけで、そう考えるのが、フランス史学の常識である。
- (31) *Ibid.*, p. 104.
- (32) *Ibid.*, p. 106, p. 122 (デパン版『規約集』六一頁、一三三頁より)。
- (33) デパン版『規約集』四〇八頁「サラセン絨緞工(匠)の章」Des Faisseurs de Tapis sarrazins.
- (34) 拙著『西欧』二〇八頁以下。
- (35) 下注(45)ペラン等の研究に拠る。——前注拙著六九頁以下。
- (36) 下注(46)ペラン別著(講義要綱)一二三頁に拠る。——前注拙著二〇八頁。
- (37) 前注拙著二〇八頁以下。
- (38) 前注拙著二二三頁以下。
- (39) 下注(45)ペラン著『ロレーヌ』参照。
- (40) 拙著『西欧』(増訂版)二六八頁以下。
- (41) 前注拙著二八〇頁以下、および上掲拙著『ドイツ』二六二頁。
- (42) 前注拙著『ドイツ』二九八頁以下。
- (43) 前注拙著二二三頁以下。
- (44) ケルン市については前注拙著三〇二頁以下。なお同三三五頁以下も参照。
- (45) Ch. Perrin, *Recherches sur la seigneurie rurale en Lorraine*, p. 638.

- (46) Perrin, *Les Classes paysannes et le régime seigneurial en France du début du IX^e siècle à la fin du XIII^e siècle*, p. 120ff. (= et suivants). — 同書については井上泰男「中世農奴解放をめぐる諸学説」(『北大史学』第三号、一九五五年)八〇頁以下およびそれに続く上掲拙稿「西欧封建社会成立史における下部構造論の再検討」二四頁の各紹介を参照。
- (47) Perrin, *Observations sur le manse dans la région parisienne au début du IX^e siècle* (dans: *Annales d'histoire sociale, Hommages à Marc Bloch*, II, 1945), p. 48ff. — 上掲拙稿「農奴制の成立と農民身分の問題」(一)六三頁の紹介を参照。
- (48) E. Davin, *Les Esclaves sarrasins en Provence*.
- (49) Bloch, Marc, *Comment et pourquoi finit l'esclavage antique*, I, *Annales*, Janvier-Mars, 1947 = 熊野聡・三好洋子訳「古代奴隷制の終焉」(フインレー M. Finley 編「古代奴隷制研究会訳『西洋古代の奴隷制』二八三頁以下)。
- (50) Bloch, Marc, *Les Caractères originaux de l'histoire rurale française*, 2nd edition, 1952 = 飯沼二郎・河野健二等訳『フランス農村史の基本性格』(一九五九年)。
- (51) Bloch, *ibid.*, p. 163ff., especially: p. 168.
- (52) 拙著『西欧』一三〇頁以下、とくに一四三頁「表八」参照。
- (53) Ph. Dollinger, *L'Evolution des classes rurales en Bavière, depuis la fin de l'époque carolingienne jusqu'au milieu du XIII^e siècle*. — 上掲拙稿「農奴制」(一)五八頁以下、拙著『西欧』六五頁以下など参照。
- (54) この転換が、ドイツで一二—一三世紀頃とされるのに対して、フランスでは約二世紀早かった、というのは、上記マルク Klopp の指摘(『フランス農村史の基本性格』原書第二版九七頁以下)に拠る。
- (55) Dollinger, *ibid.*, p. 230. — 同『法書』Ruprecht von Freising, *Freisinger Rechtsbuch*, 1328 (クラウゼン H. Clausen 校版、一九四一年、五二頁)の当該箇所(第四六条)邦訳は、拙著『西欧』(増訂版)四〇二頁。
- (56) 前注拙著四〇二頁以下。なお、この解釈は、同四〇六頁注8に付記したごとく、山本健氏との共同研究に成る。
- (57) 拙稿「仏・独・日中世農民家族」*Sur les familles des paysans médiévaux en France, en Allemagne et au Japon* (東京都立大学『人文学報』七六号付録、一九七〇年)。
- (58) 前注レジュメ末尾に、小倉藩主細川家『人畜改帳』(一六二二年 = 東京大学史料編纂所校版『大日本近世史料』中)から豊前国田川郡集計(同版二〇一頁以下)に拠って、自立農民一、五四四戸に対して、名子一、四九六戸、したがって、「おおよそ自立農民一戸がそれぞれ一戸ずつの名子を支配していた」という事実を、付記した。なお同じ細川家による、一一年後の肥後国人畜改帳の分析は、佐々木

潤之介『幕藩権力の基礎構造』（一九六四年）増補改訂版（八五年）一三二頁以下。

(59) 拙著『西欧』（増訂版）四三三頁以下、同『ドイツ』二六〇頁以下参照。

(60) G. Duby, *La Société aux XI^e et XII^e siècles dans la région mâconnaise*, p. 122. — 拙著『西欧』六八頁参照。

(61) Duby, *La Société*, 1982, p. 253 etc.

(62) Duby, *L'Economie rurale et la vie des campagnes dans l'Occident médiéval*.

(63) デュビーは同書（下巻五四頁）に「ドランジェル上掲書『バイエルン……』（原書二六四頁以下）を引用して、毎日賦役奴隷 *servi quotidiani* は、被給養奴隷 *provendiers, servi prebendarii*（ドランジェル同書二三一頁以下）より幾らか隷属度が緩やかだ、と認めたくらう。フアムルスは毎日賦役奴隷と同様に自己の家族をもつことを許され、家屋を貸与された、と言う。他方フアムルスは、その家族の生命維持に必要なだけの食料を仕給された、とデュビーは言うが、これは後述（下注66参照）エールと同じく「当人とその家族の生命維持に必要な食料のみを支給されて働かされる労働者は奴隷にはかならず」という考え方に立つ表現である。したがってデュビーが「フアムルスは家とともに小保有地を貸与されることもある」と付記するのは、フアムルスの保有地が家族の生命維持に必要なだけの食料を得られる程度にすぎないとしたら、そのフアムルスはやはり奴隷だ、という認識の上に立つと思われる。——毎日賦役奴隷（日労奴隷）および被給養奴隷については、拙著『西欧』六五頁以下をも参照。

(64) ニヘクタールの耕地が「当人とその家族の生命維持に必要なギリギリの面積」と言えるか否かは疑問で、少なくとも一二世紀以降の北フランスでは、幾らか余剰分の生産が可能だった、とも見られよう（前注拙著二〇九頁以下参照）。しかし、ここでは、デュビーが奴隷の定義を緩やかにしようと努めていること、さらに、そのような態度が「自国の奴隷制」を直視するフランス史学の、厳しい自己検証的な伝統でもあることに、注目してほしい。

(65) Ch. Verlinden, *L'Esclavage dans l'Europe médiévale*.

(66) J. Heers, *Esclaves et domestiques au Moyen Age dans le monde méditerranéen*.

(67) 拙著『西欧』初版二七七頁以下および三三〇頁以下（増訂版二九二頁以下および四一二頁以下）でも、下人等が賃貸借の対象とされた事実をもって、下人等の奴隷的性格の一論拠とした。

(68) 上注（6）の論文「フアムルス考」三八頁＝Note 1（ただし表現は控え目）。そこに引用のブルンナー著は『ドイツ法制史』H. Brunner, *Deutsche Rechtsgeschichte*, 2 vols, 1887-92, I; 2nd ed., 1906, I, p. 370ff.

ちなみにブルンナー同書第二版一の三七二頁注一五は、八〇六年カール大帝勅令（三王子への国土分割相続状）第一条（動産の扱

ら)に、*mancipia non casata* (家を貸与されない奴隷)が、古代の奴隷と同じく、動産視された事実を、示している。しかし他方ブルンナーは「奴隷 *Sklave* の法的地位の向上」が早くもフランク時代(九一年まで)に始まったかのごとき記述を残し(同三七〇頁)、またクネヒト *Knecht* (下男)というドイツ語を多用して、それが奴隷(*Skulauerfue*)を意味するか否かを明かにしていない。このような曖昧な態度が、次注イナマの「奴隷制隠し」とも言うべき姿勢に、つながったのであろう。

(69) イナマ『ドイツ経済史』K. Inama-Sternegg, *Deutsche Wirtschaftsgeschichte* (3 vols., 1879-1901) 第二卷七三頁以下に「完全に不自由」な階層を取上げ、七六頁注一には、一〇世紀および一一世紀の南独フライジング諸荘園記録から直営地のマンキピア *mancipia* 一五一人などという数字を挙げる。ところが彼は本文(同頁など)では、このマンキピアを奴隷 *Sklave* と訳さないで、単に不自由民 *Unfreie* として、その地位の向上を論じ、問題の本質をそらしてしまった(上掲拙稿「農奴制」六六頁注9および拙著『西欧』五六頁参照)。

(70) 拙著『西欧』二九頁以下参照。なおイナマに対して、直営地労働力の大半は直属奴隷だった、としたのは、上記ドランジエルであった。また荘園農民の中心が家父長だった事実が明かになった現在では、農民の賦役は、かれらの次三男や下人などによって代行された、と見るべきであり(拙著一九七頁)、その実例を史料に即して知ることもできる(同増訂版二八一頁以下)。

(71) 前注拙著(増訂版)二五八頁以下。

(72) L. Cibrario, *Della Schiavitù e del servaggio*, 2 vols, 1868-69.——著者は貴族の由(フルリンデン上掲書一の一〇頁)。

(73) 著書原題は上注(10)。タマシシアの研究分野については『イタリア百科事典』*Enciclopedia Italiana* (一九五〇年版)参照。著書の多くがローマ国立中央図書館に収蔵。

(74) ただし森田鉄郎『ルネサンス期イタリア社会』(一九六七年)、同『中世イタリアの経済と社会』(一九八七年)によれば、例えばフイレンツェ郊外には広く事実上の農奴制が残っていた(『中世……』四一三頁以下等)。

(75) 拙著『西欧』一六頁。

(76) 拙著『ドイツ』二九四頁以下の参考事項「ルターと農民戦争」に、ドイツ農民戦争(領主と農村家父長との「獅子の分け前」をめぐる争い)を経てルターの罪の意識 *Sündenbewusstsein* が深まった事情を考察してみた。次いで同二九六頁以下「キリストと奴隷制」では、キリストの仇討ち否定が、仇討ち慣行を奴隷階級への威圧手段とするような奴隷制そのもの、の否定を意味した、と推定し、さらに、かかる「社会的な罪」への疑念を「内面的な罪」への反省に換えたパウロの思想を検討した。なお、こうしてパウロに始まる内面的な「罪の意識」が、近代キリスト教の中心思想として、市民革命の理念に繋がった事情を、シェークスピアやルソーの作品から考察したのが、拙著『近代思想と源氏物語』(一九九〇年、花伝社)第一部第二章(六六一—一〇頁)。

- (77) 典型的な例としてフュレ『フランス革命を考える』Fr. Furet, *Penser la Révolution française*, 1978 (大津真作訳) が挙げられる。——『史学雑誌』九九の五(一九九〇年、一〇頁) 遅塚忠躬氏の評を参照。
- (78) 『大英百科事典』Encyclopedia Britannica (一九六七年版) “Slavery” 項による。
- (79) 例えば社会保障給付費の国民所得に対する百分比は、一九八六年において、スエーデン四〇・七、フランス三六・二に対して、イギリスは二五・五にすぎない(健康保険組合連合会編『社会保障年鑑』一九九一年度版)。これを一九四九年の数値(スエーデン九・九、フランス一四・〇、イギリス一〇・五)と比べれば、イギリス福祉政策の相対的停滞は否めない(同年鑑一九六三年度版による)。ただし日本の数値は、それぞれ一四・五、三・八で、遠く及ばず、われわれにイギリスのことを批評する資格はないが、ここではフランスとイギリスの現状を比べる意味で取上げた。
- (80) 一七八〇年代以降ウイルバーフォース、バックストン等による奴隷解放運動があった(上掲『大英百科』同上項による)。しかし、その運動が国民的高揚に達しないうちに、政府に先取りされ、その植民地対策や貿易政策に利用されてしまったように思われる。
- (81) 例えば『ビアード新版アメリカ合衆国史』Ch. M. W. Beard, *Basic History of the United States*, 1960 (松本重治・岸村金次郎・本間長世訳、一九六四年) 二五四頁、二六三頁、二六九頁参照。
- (82) P. Laslett, *The World We have Lost*, 3rd ed., 1983 (北川稔・指昭博・山本正訳『ラスレット原著・われら失いし世界』一九八六年)。——彼は、産業革命直前頃のイギリス農民のなかに、他家の子女を雇う富農が、少なくなかった、と指摘した。ただし彼は、さきに触れたミッテラウアー・ジードラー共著の英訳(下注85)に寄せた序文(八頁)で、当時のイギリスには家父長制は存在しなかったと、ことわっている。しかしラズレットの近世イギリス農家族論が「中世イギリス農民Ⅱ家父長」論につながる可能性は、ミッテラウアー著の英訳・紹介それ自体からも、十分考えられよう。
- その意味で、ファンロデュルメン上掲書の注(上注5参照)に、ミッテラウアー・ジードラー共著とともに、イギリスのグーディ・サースク等の下記共著を挙げたことは、参考になるかもしれない。——J. Goody, J. Thirsk, E. Thompson, *Family and Inheritance, 1976*. なおサースク女史の著書としては、三好洋子訳『消費社会の誕生——近世イギリスの新企業』一九八四年(原題 *Economic Policy and Projects: The Development of a Consumer Society in Early Modern England*, 1978)があり、消費者としての民衆に目を注いだ、異色の社会史研究と言えよう。
- (83) イナマ『ドイツ経済史』(上注69)原書第二版一の四六九頁。——拙著『西欧』二七頁以下にイナマ説の欠陥を論述。
- (84) 拙著『西欧』(増訂版)四三六頁以下および同『ドイツ』六七頁以下に詳論。

(85) M. Mitterauer, R. Siedler, Vom Patriarchat zur Partnerschaft. 英訳=K. Oosterveen, M. Hörzinger, The European Family, 1982.

(86) デュルメン上掲書一九五頁。——同頁で懲戒の対象とされているのは、下人のほかに寄寓者 *Inwohner* も含まれ、その点では、拙著『西欧』および『ドイツ』の事実認識よりも、さらに踏込んだ見解とも言える。ただ中世盛期の史料からは、下人・徒弟・寄寓者すべてが懲戒の対象とされたことが確認され(拙著『ドイツ』三〇二頁に訳出の一〇八三年ケルン大司教布告案文第九条)、しかも、この懲戒が私死刑を含んだと推定される。要するにデュルメン氏は、農民・市民的家父長による「懲戒」の残酷さに気づいていないのである。

(87) デュルメン前注著書一〇一頁に、近世の「海外鉱山業における強制労働」と並べて「プランテーション経営における奴隷制」を指摘している。

(88) Mitterauer, Ledige Mütter, zur Geschichte unehelicher Geburten in Europa, p. 44f. および特ニ p. 84.

(89) 国家安全保障会議元防衛政策部長ドノスナイダー氏の発言(一九九一年一月一二日付『朝日新聞』所載)。

(90) マルクスは『資本論』一の四第三節「労働力の売買」冒頭部分(第三パラグラフ)に、(真の)資本主義社会では「労働者は自分自身の労働能力と自己の人格との自由な所有者」であり、資本家が貨幣という商品の所有者なのに対して、労働者は労働力という商品の所有者なのだから、両者は対等 *ebenbürtig* な商品所有者にはかならず、と断言した。これが先進資本主義国イギリスの、一九世紀における実態であり、具体的には「労賃は労働者の家族全員を養うに足る額たるべし」という考え方が、資本家の側に立つ学者からも示された、と『資本論』(同節注46)に記されている。

(91) マルクスは『資本論』三の三七章(地代論「序章」)冒頭部分(第五パラグラフ末)に、資本主義の大功績 *grosse Verdienste* の一つとして「土地所有を愚制 *absurdum* と見なす原点到引戻したことを挙げ、次いで(第八パラグラフ末)にジェームズアンダーソンの「近代(=資本制的)地代理論の真の発見者」と讃えて、マルクス自身の地代理論の創始者の名を明かにしている。それは、同三九章の「差額地代」第一表と、アンダーソンの論文「レント *rent* (近代地代)」と十分一税 *the* (封建地代の象徴)との穀物価格に及ぼす効果の比較論(雑誌『レクリエーション』*Recreations* 二の一号、一八〇一年、四〇一—四二八頁)を読み較べれば、ただちに分かることである。すなわち「農業資本家(大借地農)は原則的に地代を支払う義務がなく、したがって「地主は地代を要求する権利をもたない」というのが、アンダーソン理論の出発点であり、マルクスの「差額地代」第一表は、まさしく、その原則に立っている。つまり両者の地代論は「資本家にとっての平均利潤を上廻る収獲があった場合に限って当の超過利潤(マルクスの言う超過剰余価値)の分だけを地主に支払う」という原則に基づくのである。

この点は、かつて拙稿「世界史像の再検討のための試論」(『歴史学研究』三〇九号、一九六六年、六頁)に、やや詳しく述べ、のち拙著『西欧』(増訂版二〇〇頁、同注26)にアンダーソン論文の原題等を示して再論した。ところが、このような指摘は、おそらく「マルクスがブルジョア経済学者を師と仰ぐことは有り得ない」という先入観からか、学界で、ほとんど無視されてきた。アンダーソンがイングランド北部の農業資本家であり、その立場から地代論を創始したのは事実だが、マルクスが、それを認めつつ、かれを讃えたのも(同上引用箇所)、紛れもない事実である。しかも、それゆえにこそマルクスの『資本論』は真に学問的な著述だと認めるべきではあるまいか。しかし(反マルクス主義者にとってマルクスが真の学者であっては困るのと同じ程度に)マルクス主義者にとっても、マルクスが純粹に学問的な立場からブルジョア(資本家)たるアンダーソンを讃えた事実が、気に入らなかつたとすれば、そのようなマルクス主義者とはいったい何だったのか、と疑いたくなる。思うに、マルクスを神格化し、「マルクスがブルジョア学者に学んだ」という事実を黙殺するのは、マルクスの学問を恣意的に捻じ曲げることに外ならなかつたのではないか。そのようなマルクス主義者がマルクスの学問的な幅広さ(それはマルクスの自己への厳しさの表れでもある)を理解できなかった以上、——その反権力的な姿勢と理想主義を評価したうえで敢えて言えば——いまマルクス主義の凋落に、とまどっているのも当然ではないか。ちなみに私は、さきに小林秀雄『本居宣長』への書評(『歴史学研究』四九一号、一九八一年)中、マルクスをシヤカ・キリスト以下の大思想家と同列に扱って、いささか物議をかもしたことがある。そして私の見解は今も変わらないが、だからこそ私は、マルクスを社会科学の大先輩として仰ぎ続けることができると思負している。(上掲拙著『近代』は同書評の延長。)

なおアンダーソンは同論文で、農業資本家が「地代ゼロ」の原則を掲げる論拠として、十分一税(封建地代としての定率地代)こそは不労所得だ、と断じ、近代地代の原則(地代ゼロ)は大衆の幸福 public weal を増進するものだ、と言う(四〇八頁)。そこにはアンダーソン説の「市民革命論」的発想がうかがわれ、かれの封建地代批判は、そのまま封建的土地所有の原則的否定に通じた、と見てよい。そしてマルクスのアンダーソンへの高い評価も、この点への認識にもとづいたと思われる。

さらにマルクスが、もし資本主義から社会主義へと体制が変わったら「差額地代は国家に帰属することになる」と言うのは(『資本論』三の三九章)、「アンダーソンの地代理論は土地国有論への可能性をはらんでいる」という意味あいをもつ。すなわちアンダーソンが「平均利潤を超える収獲のある土地についてのみ支払う」と言う近代地代を、マルクスは超過利潤部分という意味で「差額地代」と呼ぶが、その差額地代は、アンダーソンにとっては、地主(封建階級)への妥協の結果、支払われるにすぎない。だとすれば、差額地代は本来、国家に支払われるべきもの、ということになる。それどころかアンダーソン理論の出発点「地代ゼロ」の原則は、土地私有「否定」の論理にほかならず、これこそ土地国有論の大前提と評すべきであろう。

ちなみにマルクスは、アンダーソンを「近代地代理論の眞の発見者」と讃えた前記の文章に続いて「現在（一八七〇年頃）イギリスの現行土地所有制度に反対する人々」の存在を指摘した。その一人スペンサー Herbert Spencer (1820-1903) の資本主義的「土地国有」論が、トルストイ晩年の小説『復活』に登場するのは、余りにも有名である（拙著『近代』一〇八頁）。

(92) 藤田幸一郎氏の上掲『近代ドイツ農村社会経済史』冒頭によれば、マルクス・エンゲルス共著『共産党宣言』（一八四八年）から見ると、この両共著者の言う「近代労働者階級」は無自覚なレンペンロタリアートとは全く性格を異にする。そして同氏によれば『宣言』発表当時、イギリスでは、そのような近代的労働者階級が成立していたが、ドイツの労働者はレンペンロタリアートにすぎなかった。さらに氏は、ドイツ労働者層の、かかる隷属性の社会的基盤を、農村の家父長制に見だし、その工業都市における実態を、近著『都市と市民社会——近代ドイツ都市史』（一九八八年）において明かにした。かくて、この近著においても、ドイツの市民社会が特権的・閉鎖的（すなわち家父長制的）であった事実が、歴大な史料に拠って証明されている。

これに対して、当時のイギリスでは、前述（注90）のように、マルクスに拠っても、労働者の自由度は高く、かれらプロレタリアートは、資本家（ブルジョアジー）の主導する市民社会に組入れられつつあった。その意味で『資本論』三の三七章冒頭に見える市民的社会 *bürgerliche Gesellschaft* と *bourgeois*, *Bürger* の支配する社会、というだけではなくて、藤田氏の言う「市民社会」に近い概念として、とらえ直すことができるかもしれない。「ちなみに民主的政治学の祖ロックは『市民政府論』 An Essay concerning the True Original, Extent and End of Civil Government (Two Treatises of Government, Book II, 1690) において、民主国家の意味で市民社会 *civil society* の語を、しきりに使っている。」

以上、前注90以下に紹介した『資本論』のイギリス資本主義観と、後述（注95）のようなマルクスの米国プランテーションおよびドイツ貴族農場「奴隷制」観とを比べれば、かれがイギリスを先進資本主義国とし、逆にアメリカやドイツを後進的ないし偽ものの資本主義国と見なしたことは、まず疑いあるまい。要するにマルクスは、資本主義国家がすべて植民地支配という罪悪を犯してきた事実は十分承知のうえで、その間に先進型と後進型の差を認めた、と考えてよい。その意味で、前述のごとく服部之総と山田盛夫郎が、イギリスを範として日本の資本主義体制の後進性を抉ったのは、本来のマルクス主義から見ても、正しかったと言えよう。もちろん両者の見解は、事実認識としても正しく、第二次大戦に敗れた頃の日本の学界で、再評価されたのは当然であった。そして両者の見解が正しかった以上、今日なお不滅の価値をもつのも当然で、時流に乗って両者の卓見を否定するなどは、論外であった。

ところで、この流行は、ヴェトナム戦争（一九六三—七五年）における共産主義政権下ヴェトナム民族主義の高揚に刺激された、いわば民族主義的マルクス主義史観を、背景にしていたように思われる。しかし、そのような歴史観は、ヴェトナム戦争直後に中・越両社会

主義国の衝突が起つて、民族主義そのものの危険性が露呈された結果、自壊を余儀なくされた。しかも社会主義国間の対立は、ヴェトナム戦争中すでにソ・中両大国間に顕在化し、民族主義的マルクシズムの幻想を内部から打ち砕くような現象が進行していた。それにも拘らず、いわゆるマルクス主義者の間に民族主義的傾向が根を張り、服部・山田の比較史的な学風を拒んだ。それは具体的には、大塚久雄『欧州経済史序説』（一九三八年）におけるイギリス資本主義観を、資本主義を「美化」するもの、として非難する形を取った。しかし、三氏にたいして陰に陽に向けられた如上の非難が、すべて『資本論』の誤読に因ることは、本文後段および次注に指摘する日本資本主義の投機的性格への認識欠落の事情と、同様である。

なお資本主義国間に先進型・後進型の別を認めない傾向は、すでにレーニン『帝国主義』（一九一六年）に顕著で、かれの研究上の問題点は下注(94)に示す。

(93) 上述(注91)のようにマルクスは、イギリス資本家の代表アンダーソンや同国ブルジョア民主主義左派の学者たちの、土地「国有」論的な理論を、高く評価した。しかも、それらの影響は、現実の政治にも表れて、一八四六年の穀物法廃止となり、地主のみに有利だった穀物関税制度が破棄された。その結果イギリスでは農地の地代が低率に保たれ、宅地価格は、ロンドン郊外でも東京近郊の二〇分の一にすぎない(拙著『西欧』増訂版四四一頁および四四八頁注36・37参照)。

他方、日本では、資本主義の属性と称して土地所有を神聖化する謬見が横行し、しかも、それを批判すべき法理論も現れず、いたずらに土地投機が繰返えされている。この弊は法学者のみの責めに帰すべきではなく、歴史学者をはじめ、すべての社会学者が責任を負わねばなるまい。そして、そのためには、体制批判を使命とする社会科学者が、まず「資本主義国家はどこも同じ程度に悪のかたまり」といった先入観を捨てて、服部・山田の原点に立返ること、つまりは『資本論』に学び直すことが、必要であろう。

なお土地投機は、都市の勤労者から住居を奪うなど、それ自体として弊害をもたらすが、日本資本主義の構造に投機的に前近代的な性格を与え、それがまた経済の政治への依存を生み、ひいては政権党の金権体質を助長する。このような全面的「後進」性は、先頃のバブル経済と度重なる政治スキャンダルに、表れ尽くした観があるが、それでもなお「どの資本主義国家も同じ」と言い張るのは、無理ではないか。

ちなみに宅地価格が低いのは、イギリスだけではなく、フランスも同じである(前掲拙著四四一頁および拙著『近代』三〇頁)。また福祉政策の指数も、上述(注79)のように、フランス・イギリスに比べて、日本は半分程度にすぎない。これと、地価高騰による勤労者住宅事情の悪化とを、考え合わせれば、日本の財界と政府は「弱者切捨て」を基本政策としている、と言わざるを得まい。逆にイギリスやフランスは、弱者の救済を重視し、他の西ヨーロッパ諸国も、両国にならっているようである。それは、もはや俗流マルクス主義者の

言う「資本主義」ではなくて、資本主義の枠内で労働者の権利と福祉を最大限に実現しようとする「社会民主主義」である。しかも、かかる社会民主主義的な資本主義体制が、マルクス自身の先進資本主義像とも大差ないことは、前注(92)に見た通りである。ところがマルクス主義者の多くは、社会民主主義を一部労働者政党の妥協的宣伝と貶すのみで、日本の資本主義がその段階に遠く及ばない、という現実を直視しない。いわんや前述の英国ブルジョア民主主義左派の存在は、これをブルジョアの偽善と見て無視し、あるいはブルジョア的ということば自体をも毛嫌いしてきた。そのくせ一方で、ヒトラーや日本の軍部が振りかざした民族主義ということばを、ろくに吟味もしないで乱用した(前注92)。その結果、現代日本資本主義の後進性を析出できないばかりでなく、その代弁者たちの国粹的侵略型民族主義をも、有効に批判できないのが、現状ではないか。

なお後進型資本主義国として、私はかつて、明治いらいの日本と、第二次大戦前のドイツを挙げた(上掲拙稿「世界史像」)。理由の第一は、日本とドイツは(英仏両国と対比して)「市民革命」を経していない、ということであった。ではアメリカ合衆国はどうか、といえ、独立戦争を市民革命と見れば、先進型(英仏型)に数えられなくはない。しかし本注に挙げた二つの指標——土地私有の制限と福祉政策——からは、アメリカを先進国あつかいにするのは、ためらわれる。すなわち、つい先頃、日本のバブル景気と同じ時期に、アメリカでも土地投機とその破綻が見られた。また福祉の面でも、一九四九年における社会保障給付支出の対国民所得比は、フランスの一四パーセントに対して、アメリカは五パーセント弱にすぎなかった(上掲『社会保障年鑑』一九六三年版)。その後の数値は、年鑑類から直接には知り難いが、私の一試算では、一九八七年、フランス三〇・一パーセントに対してアメリカ二〇・六パーセントと、かなり向上している(同年鑑と『朝日年鑑』各九一年版より)。ともあれアメリカ福祉政策の消極的傾向は否みがたいようで、その背景には人種問題があると思われる。つまりアメリカに根強い人種差別の風潮が、社会的弱者たる黒人への福祉政策を、進めにくくしているのである。もちろん日本にとってアメリカは、戦後しばらくは民主主義を教えてくれた先達であり、われわれ日本人がアメリカを批判する資格はない。しかし、だからといって、アメリカ経済の投機的性格までを、資本主義の基準とするのは、わが国への現状認識に客観性をもたせることには、ならないはずである。——本文同頁に、マルクスのアメリカ資本主義観の表れとして、同国プランテーションPlantagensystemの「非」資本主義的性格(Ⅱ奴隷制)に関する厳しい指摘を、付記するが、人種差別は、ほかならぬ奴隷制の後遺症なのである。

(94) マルクス『ヴェ・イ・ザスリーツチへの手紙とその下書き』(大内兵衛・細川嘉六監修『マルクス・エンゲルス全集』第一九卷)から本文上記の示唆を讀取することは、不可能ではない。ところで当時のロシア社会に関しては、マルクス主義の正統派を名のったレーニンの、ある程度実証的な研究『ロシアにおける資本主義の発達』(一八九九年)がある。両著を比べると、マルクスはロシア社会を共同体的・アジア型と捉え、レーニンは資本主義へ移行しつつある準ヨーロッパ型と見る。その認識の差を埋めるのは容易ではないが、マルク

スは一九世紀初期、レーニンが末期を対象にした、と言え、一応の説明にはなる。しかし、それにしても、わずか数十年の間にロシア社会がそれほど急激な発展をとげた、とは思われない。そこで両者の見解はそれぞれ相当な誇張を含んでいた、ということになる。

そのギャップを埋める手懸りとして、まず注目すべきは、肥前栄一『ドイツとロシア』（一九八六年）で、一八四〇年代のロシア農村に関するドイツ人学者の覚書き等を史料とする貴重な研究である。同書によれば、ロシアの農民家族は、複数の単婚家族から成る大家族で、大家族内の各単婚家族は互い平等だった、という。また、かかる大家族の連合体としての村は、平等の原理にもとづく共同体で、村の耕地の大部分は、各単婚家族ごとに平等に分配された。しかも耕地分配の平等性は徹底的で、定期的な再分配（割替え）が行なわれた由である。なお当のドイツ人農政学者ハクストハウゼンは、このような共同体を長老指導型 *patrilarchal* と形容するが、じつは共同体の首長（長老）は何らの権力も持たない、と述べている由である（同書一七五頁）。——肥前氏の研究成果として、一九世紀前半ないし中葉のロシア農村で、一種の大家族制が広く存在していた、という事実を、まず確認しておきたい。

次に挙げたいのは、トルストイの小説『アンナ・カレーニナ』（一八七七年）中の、富農経営の描写である（米川正夫訳、第三編第二章）。時代設定は農奴解放令（一八六一一年）後まもない頃かと思われるが、そこでは初老の家長のもとで、それぞれ妻子のある三人の息子と甥、および二人の使用人（男）が、農作業に従事し、所有地と借地を合わせて四五〇ヘクタール余の占有地中、四三ヘクタール余を直接経営している。すなわち一九世紀の後半に入ると「大家族制プラス雇用労働制」という新型の農業経営が出現し、農地の占有形態も、もはや共同体からの割替つき受給という形ではなく、私有制にもとづく所有地や借地になっている。トルストイの社会派ぶり（拙著『近代』一〇四頁以下）から推して、この描写は実際の見聞にもとづくと考えられよう。

さてレーニンは前掲書で、ポストニコフ『南ロシアの農民経済』（一八九一年）を引用して、約五〇ヘクタール以上の経営規模をもつ富農が、全農家数の三パーセント台に達していた事実を紹介した（山本敏訳『ロシアにおける資本主義の発展』二の一表一）。また富農経営地の占有形態として、共同体からの割替つき受給地よりも、買入れ地（私有地）と借入れ地が、ともに遙かに高い比率を示した、という（同表二）。さらに家族成員も平均一〇人で（表一）、単純な小家族ではなかったようである。そして富農の大半は使用人（雇農）を雇っており（表四）、トルストイの描写は的外れではなかったらしい。

ところで問題は、レーニンが上述のような富農を資本家と見て、それが百年・二百年前にも存在したという主張を、一笑に付した点である（「表4」の説明）。ただしW・W（ヴォロンツォフ）による此の主張は、雇農を使う富農経営が例外的・副次的なもの、という判断に立っており、これに対してレーニンが構造的なものを見たのは、正しかった。しかし勢い余って「富農経営が古くから存在した」ことまでも否定したのは、軽卒であった。つまりレーニンは、ロシアの富農を農業資本家と捉え、かつロシア農業の資本主義化は新しい現象

と考えたからこそ、富農の存在を二百年も前に遡って認めるわけには行かなかつたのであろう。しかし、そのような富農を大家族の家長と考えれば、数百年前に遡って認めてもよいことになる。

しかもレーニンの「軽卒」さは、ロシア革命とともにかれ自身が新政府の最高責任者となって数年後、自身に跳返えり、かれは政策の変更を余儀なくされた。それが一九二一年の新経済政策（NEP）で、富農に譲歩して、共産主義の原則を緩め、余剰農産物の自由販売を認めるに至った。それがレーニンにとって不本意な後退だったことは、かれが革命の翌年（一九一八年）早くも「富農百人を（見せしめに）処刑する」意向を示した資料がある、と言われることから、察しがつこう（一九九二年六月一八日付『朝日新聞』参照）。もっとも、その資料は差当って確認の方法がないが、かれの後継者スターリンの富農弾圧は、いまや否定できないようである。——そうだとすれば、そもそもレーニンが富農を資本家と見て彼らの革命政府への協力を期待したのが、根本的な誤りではなかつたか。

ここでロシア富農層の歴史的な性格について、私見を言えば、まず、その出自は大家族の家長であり、したがって数百年以上に遡って、その前身を認めることができよう。次に、トルストイの見た富農は、大家族の家長であるとともに、雇農を使用し、かつ家族員と雇農とを指揮する「経営者」でもあつた。しかも、かかる経営者がレーニンの政策を妨害するような反動的な性格をもっていたとすれば、かれらは近代的ブルジョアジーとしての資本家ではなくて、後述（注95）のようにマルクスが「えせ資本家」と見抜いたアメリカ型プランテーションやプロシヤ型ユンカー農場の経営者たちと同じく、本質的には「奴隷制」に拠る農業経営者ではなかつたか。すなわちロシアの富農が使用した雇農は、近代的な自由賃労働者ではなくて、本質的には不自由労働者であり、トルストイの見た大富農の次三男や甥たちも同様に隷属的な地位にあつた、と考えるほうが、富農の反動的な性格が理解しやすいのではないか。（不自由労働者とは、フランス史学の伝統から見ても、奴隷にほかならぬことは、上述の通りだが、また『資本論』一の四の三節からも、同断である。）

では、ロシアの大家族制は、いつ、どうして家父長的奴隷制に転化したのか。——その答えは二通り考えられ、一つは、イギリス産業革命による商品流通の全ヨーロッパ的展開を、原因と見ることになる。つまり荘年期のトルストイが『戦争と平和』に描いたように（二の二の一〇節）、商業が農村に浸透し、商品作物の生産のためには、牧歌的大家族制に代って、強力な家長権が必要になり、家父長制が生れた、と考えることができる。いま一つは、そもそも大家族制は家父長制に転化しやすい、という見方である（拙著『西欧』増訂版二六一頁以下）。するとロシア家父長制の起源は、おそらく数百年以上の昔に遡ることとなり、かのドイツ人学者ハクストハウゼンの観察は、牧歌的農村像が脳裡にあって、真相を見極められたかつたとも言えよう。

ともあれ、トルストイは富農経営に大家族制的（つまり牧歌的）親和状態を見、レーニンは近代資本主義の萌芽を見たわけだが、両者いずれも富農に幻想を抱いていたと言えよう。じつは富農経営に家父長制的「支配—隷属」関係を見出だすには精力的な実証作業を必要

とし、マルクスさえも西北ドイツの富農（マイヤー）を萌芽的農業資本家（大借地農の前身）と見誤った（『資本論』三の四七の五第三パラグラフ）。他方、西北ドイツのマイヤー Maier, Meier を家父長的な小支配者と見た先駆的業績は、ウィッティヒ『西北ドイツの地主制』 W. Wittich, Die Grundherrschaft in Nordwestdeutschland（一八九六年）であり、そのような富農をドイツ中・北部および南部にも見出だしたのは、作家トーマス・マン Th. Mann（小説『ファウスト博士』一九四七年）であった（拙著『西欧』増訂版四二九頁以下および四三六頁以下等）。しかも、それに類似する家父長制研究が再び現れたのは、前述（三三三頁）のごとく、ようやく一九七〇年代のことで、この種の研究が、発想の点でも、いかに困難か、が分かる。それだけに、レーニンの誤りを責めるのは酷であろうが、研究者としての彼の誤りが、革命政権の指導者としての過ちに通じたとすれば、見過ごすわけには行かない。

ちなみにレーニン指導下のロシア革命が社会主義ないし共産主義を理念としたことは、それなりに理由があった。すなわち先行の改革「農奴解放」は、皇帝専制のもとに産業革命の実現を図ったとしても、日本のような家父長制解体後の農奴制（幕藩体制）を経過しないままだったため、第二次大戦での日本に先立って、第一次大戦期に早くも行詰まった。農奴解放に次ぐ改革は、差当っては晩年のトルストイが『復活』に説いた地主制（貴族制）の廃棄だったにもせよ、それ以上の展望は困難を極めたと思われる。例えばイギリスやフランスの先例に習ってブルジョア革命を志すとして、肝心のブルジョアジー（産業資本家）を欠く状況では、失敗（ケレンスキー路線の挫折）も当然だった。つまり農村で資本家と見えた富農が家父長的奴隷支配者だったとすれば、都市周辺の新興工場主も、山田盛太郎の言う「隷奴的」労働力使用者たる似而非資本家だったに違いない。そのうえマルクス以下の社会主義学者が輩出した後のこととて、市民革命と言っても、「では誰が資本家になって肥え太るのか」という素朴な疑問には答えようがない。その意味で、革命のスローガンが社会主義だったのは、当然だったと言うべきであろう。（右「農奴」は身分称呼にすぎず、じつは小支配者たる家父長層を含んでいた。）

しかしレーニン等の現状分析が不十分なままでの革命には、大きな危険が伴っていた。それが「地主制の廃棄」に関してのみ革命派だった旧農奴中の上層「家父長」たちの、革命政権への非協力であった。おそらくレーニンは「社会主義革命は資本主義の成熟後に実現される」というマルクスの考え方を知っていた。だからこそレーニンは『発達』を書いて、ロシア社会の先進性を力説したのである。ところが政権を握ったレーニンは、富農の離反に直面して、妥協を余儀なくされた。その反面、おのが現状分析の不備を顧みるよりは、富農を憎んだ。その延長上に、かのスターリン独裁が生れ、第二次大戦（独ソ戦）を利用したスターリンの富農殲滅政策が展開されたのである。

レーニン・スターリンの富農対策と、それに因る独裁体制、および、革命理念実現のためとはいえ、独裁の蔭にはびこった指導層の腐敗は、ソ連の解体とともに社会主義体制そのものの崩壊をもたらすに至った。ただし、これには、いま一つ大きな要因があって、それは

上注(92・93)「後進型」資本主義国からの圧力である。とりわけアメリカは、人種問題のため社会主義政党的の育たない国であり、社会主義国家ソ連との間に「冷戦」を展開して圧力を加え続けた。その結果、両国とも軍備拡張競争に疲れたが、疲弊の度合いはソ連のほうが大きく、体制崩壊につながった。この違いは、両国対立の本来の出発点だったロシア革命の頃、アメリカは一応、奴隷制の法的廃棄を経ていたのに対して、ロシアでは自国の奴隷制(家父長制)の存在にも気づかなかった、という落差に由来しよう。しかも冷戦時代には、後進型資本主義国アメリカに始まった自家用車・テレビの大量生産と月賦販売が、先進型資本主義国にも徐々に広がり、資本主義の象徴が、生産用具(工業機械)から浮薄な日常消費財(クルマとテレビ)に移った観を呈した。アメリカは、この虚飾現象を利用し、電波を通じてソ連の民衆に資本主義の幻想を振撒いた。この幻想とソ連指導層の腐敗が、ソ連社会主義崩壊の直接要因であろうが、崩壊の前にはゴルバチョフの改革運動もあった。かれは改革の着地点として「社会民主主義」を示し、これは、先進型資本主義国から好意的に迎えられ、アメリカでも知識人や良識派指導層の共感を呼んだようである。しかし当時アメリカ政界の主流派は、およそ社会主義と名のつくものは一切、許さなかった。その結果、ソ連解体後のロシアには自称「資本主義」派の政権が成立し、ロシア革命の理念は全面的に否定されるに至った。

しかし「アメリカ型の資本主義」に加えて、上述(注93)のごとく危険な「民族主義」を、選んだロシアの新政権が、いったい何をしようというのか。ロシア国民は、かの「誰が資本家になって肥え太るのか」という疑念を懐きながら、経済困乱に苦しんでいるのではないか。私は、一九八三年夏の一日、モスクワで見た明るい市民たちの顔を思い浮かべながら、あの表情は、帝政時代の貴族や、帝政期・ソ連初期の家父長的支配層から、自立できた喜びの、表れではなかったかと想像する。かれら新しい真の民衆の願望は、おそらく、イギリス・フランス型の「資本主義から社会民主主義へ」の途に対して、「独裁型社会主義から社会民主主義へ」の途ではなからうか。

〔付記〕 当注の後段は、一九九二年六月二七日、駒沢大学において「自己検証の歴史学——フランスと日本の場合」と題し、駒沢史学会年次大会記念講演として、本稿の主旨を発表したさい、所理喜夫教授から、ソ連の成立・崩壊と民衆との関係について質問を寄せられたのに答えた私見を、骨子とする。

(95) 同節の第五パラグラフは、次の文章で始まる。

「本来の奴隷制経営(これも主として自家消費のための家父権的〔ローマ風〕奴隷制から世界市場のために作動する〔アメリカの〕狭義のプランテーション制に至る一連の発展系列を成す)、および土地所有者が自己の計算で耕作を営み、一切の生産用具を所有し、かつ現物支給または貨幣による支払いを受ける自由もしくは不自由な作男の労働を搾取するような、貴族農場経営については、ここでは詳述する必要はない。すなわち、これらの経営では、土地所有者と、生産用具の所有者、したがってまた如上の生産諸

手段の一部に数えられる労働力の、直接収奪者が、同一人物に帰する。同様に、「差額」地代と利潤も、同一人物に帰し、剰余価値の諸形態の分離が全く見られない。」

文章の主旨は「前近代的な大規模農業は論外だ」ということで、前近代性の指標として「地主イコール経営者」すなわち「土地所有と農業経営の未分離」を挙げる。それが「剰余価値形態の未分離」すなわち「差額地代と利潤の未分離」と表現されたわけである。これは、マルクスが上述（注91）のようなイギリス型の借地農のみを農業資本家と考え、かれらが地主に支払ってもよいと言う差額地代のみを真の地代（近代地代）と考えたことの、表れである。そして前近代的農業経営の典型として挙げたのが、古代ローマの奴隷制大農場（ラティフンディア）および近代アメリカ南部の黒人奴隷制農場（プランテーション農場）の経営形態である。

なおローマの家父権とは、ローマ人家長が自家の子女および奴隷に対して、家父（パテルニアミリアス *pater familias*）として持った絶対的な支配権を指し、資本論の原文ではパトリアルハーリツシエ *patriarchalisch* という形容詞が用いられている。この形容詞は、ふつう家父長的と訳され、ローマでも初期の王制時代については、その訳が当てはまる。というのは、その頃のローマ社会は家父長的奴隷制を基盤としたらしいからで、パテルニアミリアスということばも古いラテン語の名残りであり、共和制時代ならパテルニアミリアエ *p. familiae* となるはずである。そして共和制時代のローマでは、すでに大家族制が崩れて、家父長制は消滅し、小家族の家長が奴隷を強く支配する体制が広まっていた（上掲拙稿「西欧封建社会成立史」二六頁）。にもかかわらず当時の法律用語に古形のラテン語が残ったわけで、パテルニアミリアスとは奴隷に対する主人の絶対的な権力を象徴する表現であった。ともあれ、このような奴隷所有者の上層がラティフンディアを所有し経営していたのである。

ちなみにマルクスが奴隷制農場の経営を資本主義農業から峻別した理由は、前述の「土地所有と経営資本の所有の未分離」のほか、奴隷制そのものの前近代的性格に注目したからである（資本論三の四七の一節、注四四）。それは、かれが、真の資本主義社会においては労働者は自由でなければならぬ、と考えたためで（上注90参照）、ドイツの学者が古代のラティフンディア所有者を資本家と呼んだのを笑っている（資本論同注四五——ここで槍玉に挙げられたモムゼンは、大著『ローマ史』で名高いが、専門知識と見識の落差を露呈）。

ところで当注に引用の文章中「貴族農場経営」と訳したグーツウルトシャフト *Guts-wirtschaft* については、やや立入った説明が必要であろう。まず、それは有名なグーツヘルシャフト *Guts-herrschaft* とは異なる。すなわち後者は、近世のプロシヤに広まっていた特殊な荘園制度で、荘園農民に賦役（労働地代）を課し、その賦役労働力をもって領主直営地の耕作に当たると言われる。しかし一九世紀前半の改革によって賦役制が廃止され、領主（貴族）は旧直営地を中核とする農場を、貧農出身の労働者を雇って耕作させるに至った。これが貴族（ユンカー）直営農場の意味でユンカー農場と呼ばれる。そして引用文中のグーツウルトシャフトは、明かにユンカー農場

の経営をさしている（↓補注）。

さて問題は、そのユンカー経営が「非」資本主義的、したがって「前」近代的な経営形態に、かぞえられていることである。マルクスが挙げる理由は、いちおう「地主イコール経営者」という点であるが、はたして、それだけか。まず注意すべきは、ユンカー農場に「不自由な作男（クネヒト）」も使用された、とマルクスが述べていることで、これは上述『資本論』一の四の三節の主旨から見れば、奴隷の使用を意味する。すると、同じ様に「現物支給」を受ける「自由な作男」も、奴隷に近い存在と見られ、フランス史学の感覚から言えば、むしろ奴隷そのものと断定されよう（上注63および注67・同相当本文二〇頁参照）。——「生産用具たる労働力」の意味を別にしても、かれの論理の必然的帰結は、やはり、そうなるはずだ、というのが、当注相当本文（三六頁）の拙文の主旨である。

〔補注〕 グーツウイルトシャフトの語義について、専門家リュトゲは『ドイツ社会経済史』 Fr. Lütge, Deutsche Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, 1952, p. 90ff. 等で、グーツヘルシャフトの原型たる古典荘園の直営地経営を、さらに p. 250 ではグーツヘルシャフトの中核たる直営地経営を、さしているが、ユンカー農場はグーツヘルシャフト直営地の後身である。

(96) 上注(92)・(93) 参照。

(97) 例えば歴史科学協議会一九九二年度大会討論時における私の「自己検証」的所論は、のち同会編『歴史評論』編集部に乞われて同誌五一五号（一九九三年三月）に寄稿、同号一一三頁以下「大会報告を聞いて」の所感集冒頭に掲載された。